

予算常任委員会教育民生分科会

(平成25年2月28日)

樋口博己委員長

おそろいいただきましたので、昨日に続きまして、予算常任委員会教育民生分科会を再開させていただきたいと思います。

昨日資料請求していただいたものに関しまして資料が整っております。一部、今コピーしているものは、でき次第、お手元に配付をさせていただきたいと思います。

それでは、この追加資料につきまして説明をお願いしたいと思います。

水谷障害福祉課長

おはようございます。障害福祉課長の水谷でございます。昨日、中森委員、それから小川委員のほうから、指定管理者として特定する理由についてということと、それから、施設の利用者、あるいはその保護者の声をきちんと聞いているのか、その結果はどうかというふうなところを文書化してということでもございました。

お手元のほうにA4一枚物、右上のほうに平成25年2月定例会議会の障害福祉課と書かせていただいておりますA4一枚物の資料をごらんいただきたいと思います。

対象の施設につきましては、障害のほうにつきましては、障害者福祉センター、共栄作業所、あさけワークス、たんぼぼ、この四つの施設でございます。

特定とする団体につきましては、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会を候補として特定したいと思っております。

特定とする理由につきましては、主に5点あるかと思えます。

まず1点目ですけれども、障害者の公の施設に通っていただく利用者さんにつきましては、昨日申し上げましたとおり非常に障害の重い方が大半でございます。そういった方々の障害の中身、特性というのはお一人お一人違うわけですけれども、そういった方々に対しての個別的、継続的な支援というふうなところで、情緒とか精神の安定をいかに図っていくのかというふうなところ、この辺のところは非常に大事なことかと思えます。

したがって、指定管理者が交代になってしまいますと、利用者を取り巻く環境が急激に変わるということで、非常に情緒が不安定になったり、精神的に不安定になったりして、施設にも全く通わなくなったり、あるいはご家庭でかなりパニックを起こしてしまったりということが多々ございます。そういったところからも、継続的に一貫した支援が必

要なのではないかと思っております。

また、2点目でございますが、四日市市社会福祉協議会は、法人として国や県のほうから就労支援事業を受託していたり、あるいは三重県社会福祉協議会のほうから地域福祉権利擁護の事業を受託していたり、地域後見サポート事業を実施しております。利用者や、そのご家族の方が、今後も地域生活をずっと続けていくためには、就労支援あるいは権利擁護事業、後見制度、そういったところをうまく活用していく必要がございますけれども、社会福祉協議会のその法人の中でそれぞれの事業を持っておりますので、より適切にスピーディーに支援につなげていくことが期待できるというところがございます。

また、3点目でございますが、同法人につきましては、民生委員さんや地区社協やボランティアといった地域福祉にかかわる組織とのつながりが非常に深くございます。そういった地域福祉の組織を施設運営のほうに導入をすることができます。したがって、それぞれの4施設につきましても、そういった地域福祉活動を積極的に活用することができるというメリットがございます。

また、4点目でございますが、長年ずっと施設運営に携わってきた間に、利用者や保護者との信頼関係が確たるものがございまして、何かあれば、まず施設の職員に相談をする、その施設の職員が核となっているような行政機関を初め、関係機関、関係者と連携をとりながら、その利用者や保護者をサポートする体制というのが構築をされております。したがって、そういった関係性とか、あるいはネットワークを今後もきちんと継続して続けていくためには、社協特定という形が望ましいというふうに考えております。

5点目でございますけれども、立場上、私、利用者の総会であったり、あるいは保護者の総会に呼ばれたり、懇話会に呼ばれたりいたします。そういった中で、利用者や保護者からは、よその施設も見てきたけれども、自分たちが今通っている施設がベストである、できれば今後も四日市市社会福祉協議会に指定管理者として施設運営をぜひお願いしたいというふうな強い要望をいただいております。

昨年の4月の末でございましたけれども、保護者の方が10名ほど役所のほうにいらっしやいましてお話を伺いました。やはり四日市市社会福祉協議会に対する評価が非常に高く、ぜひ指定管理のほうも、この平成26年度からも四日市市社会福祉協議会に運営をお願いしたいというふうな要望をいただいております。これは紙面ではなくて口頭ではございましたけれども、そういったふうな要望もいただいております。

そういったところの以上5点を理由としまして、四日市市社会福祉協議会を特定団体の

候補としてお願いをしたいところでございます。

私のほうからは以上でございます。

樋口博己委員長

市民の方が傍聴におられますので、報告させていただきます。

それでは、続きまして、説明を。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。よろしくお願いを申し上げます。

樋口博己委員長

資料はまだですね。

服部介護・高齢福祉課長

資料は、管理仕様書につきましては、今コピーに行っておりますので、済みません、先に今ある資料のご説明をさせていただきます。

それでは、何点か資料を請求いただいておりますので、それに基づきまして説明をいたします。

まず1点目でございますが、資料1ページをごらんいただきたいと思います。老人福祉センターの位置づけということでございます。老人福祉法に基づく老人福祉施設の一つでございます。市では無料で健康相談等に応じたり、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を供与する施設でございます。この施設につきましては、市が設置をしております。老人福祉法という法に位置づけられた公共の施設でございます。そのような位置づけであります。

特に市の場合は、無料で看護師さんによる健康相談を受けたり、入浴を無料で利用できることから、低所得者の方にも利用できる施設というふうに私どもとしては位置づけをいたしております。

また、その運営主体につきましては、きのうちょっと質問の中で私は間違ったことを申し上げまして訂正がございます。まことに申しわけございません。資料の黒丸の二つ目の「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」の下のほうで、網かけを

してございます運営主体、運営主体につきましては、老人福祉センターは、市町村が、その他にあっては地方公共団体または社会福祉法人が運営することを原則とするふうに記載がございました。大変申しわけございませんでした。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

2ページにつきましては、市社協が老人クラブの事務局になるということで、その根拠がわかるような資料をとということでご指示をいただいております。このものにつきましては、3ページから5ページにつきましては、これは国の会議の席、平成19年10月19日に「第2回これからの地域福祉のあり方に関する研究会」というのがございまして、その中で厚生労働省が配付をしておる資料でございます。3ページが表紙でございまして、それから4ページ、5ページが一連のものでございます。

この中で社会福祉協議会の主な事業と申しますのが、5ページの上の段で、右と左がございまして。左側が県社協のことで、右側が市社協というふうになってございまして。その中で連絡調整として、市町村社協は社会福祉法第109条において地域福祉を推進するというふうな団体となっておりますが、その右側の表の中で下から二つ目で、老人クラブ連合会の事務局の運営というふうなことを規定いたしております。そういった意味につきましても、社協が老人クラブの事務局をするということではないかというふうに思っております。

それと、もう一遍2ページに戻っていただきまして、経緯等もございまして。経緯につきましては、立ち上げ期からずっと社会福祉協議会と老人クラブ連合会とは密接な関係がございまして。その中で、特に三つ目の黒丸の社会福祉法ですが、きのうも少し説明をさせていただきましたが、社会福祉協議会というのは地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助を行うというふうに位置づけられております。こういったことから市社協が老人クラブ連合会の事務局になるのではないかと考えております。

その前段といたしまして、地方公共団体でありますところの私どもにつきましても、老人クラブに対しては援助をするというふうなことが老人福祉法第13条に、真ん中の黒丸のところですが、書いてございます。

次に、資料3の6ページをごらんいただきたいと思います。

指定管理者として特定する理由についてでございますが、説明が至らず大変申しわけございませんでした。きのう説明いたしました文章からいろいろ調整を重ねまして、次のような文章に訂正をいたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

理由については3点を記載させていただいております。

中央老人福祉センターが担う業務と申しますのは、高齢者の相談であるとか、支援、高齢者で構成される老人クラブへの支援、それから高齢者の福祉に関する啓発など、社会福祉法に基づいた、先ほどの地域福祉の推進であるという社会福祉協議会が担う業務とその機能は同じものでございます。

また、その老人クラブを総括する老人クラブ連合会が中央老人福祉センターの拠点として社会福祉協議会を事務局とすることで、もしも仮にですが、中央老人福祉センターでいろいろ、対話困難な健康相談でありますとか福祉の相談というのがございました場合に、市社協が指定管理を受けておりますと、専門職である、例えば保健師が地域包括支援センターからお邪魔をして対応したり、それから福祉相談でありましたらケアマネジャーと包括支援センターの社会福祉等の専門職が対応できるというふうに思っております。

それから、2番目の理由でございます。社会福祉協議会が老人クラブ連合会の運営を適切に支援するとともに、その活動拠点でございます中央老人福祉センターを円滑、効率的に運営、管理することによって、高齢者の方が主体となって、いろいろ自主的に生きがいや健康づくりを進めることができるということで、地域社会の福祉の向上が推進されるというふうに思っております。

それから3点目でございます。やっぱりこれが一番の理由でございます。老人クラブ連合会が引き続きずっと社協とかかわってきているというところから、社会福祉協議会の連合会の事務局を担うことを要望していただいております。それから、当然中央老人福祉センターの指定管理者につきましても、実績を持つということで、老人クラブのほうからのご要望もいただいている。その老人クラブ連合会と中央老人福祉センターと社会福祉協議会が一体となって今後の高齢者福祉の向上、地域福祉の推進を図ることができるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、指定管理制度導入時においては、特定にするか否かというような議論もございました。結果、できるだけ門戸を広げるというような観点で条件つき公募という方式をとりましたが、更新時にどうしても中央老人福祉センターの場合は、老人クラブ連合会の事務局業務が大きいというふうな割合になることから、結果として、四日市市社会福祉協議会が選考されるという状況でございました。

また、昨今の高齢者の方の孤独死問題等を考えますと、元気な高齢者の方、老人クラブの方が、地域で支援が必要な方を見守る活動が大変重要になってきておる。この見守る側

を老人クラブの友愛訪問などの見守り活動を充実させることで、孤独死の防止ができるというふうに思っております。このような活動を支援するためには、社会福祉協議会が中央老人福祉センターの指定管理者となって老人クラブ連合会、中央老人福祉センター、社会福祉協議会が一体となって連携をとれるというふうに思っております。

そのほか、先ほど申しましたように、平成24年度に老人クラブ連合会からも社協に指定管理者を継続してほしいという要望書もいただいております。当初から特定にすべきであったということについては、確かにそうであったということがあるかもしれませんが、今回整理をかけました結果、社協に特定をすることによって、さらに地域福祉の向上が図れるというふうに判断し、市民の方にも孤立の防止、孤独死の防止につながるような、そんなようなことから社協に特定をしたいというふうに思っております。

続きまして、7ページ、資料4でございます。これは老人クラブ連合会のほうへ、市及び社会福祉協議会からの補助金の流れでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

仕様書についても少し説明を。

樋口博己委員長

はい、資料が整いましたので、引き続き説明をお願いします。

服部介護・高齢福祉課長

これは今年度の管理業務仕様書でございます。その中で老人クラブ連合会については、1ページの老人クラブの支援というふうに書いてございます。

3点ございます。老人クラブ連合会の事務補助、開催行事の支援、それから、事務内容につきましては別紙の1。別紙の1は、一番最後、7ページに書いてございます。ここに連合会の事務概要、こういうことをしてほしいということで、具体的な事務の流れ、会議はこういう会議があって、その準備、それから事業、大きな事業も幾つか抱えていただいております。そういうものも含めて仕様の中に入れていただいております。

それから、1ページに戻っていただきまして、イといたしましては、老人クラブ連合会の活動の自立を促進すること。昨今、老人クラブさんも実質的に自分たちでやろうという意気込みはあります。いろいろ自分たちで行事には役割を分担して、そしてできるだけというふうなことは思っております。そんなことも社会福祉協議会が指導していくというふ

うなことになるかと思えます。

それから、老人クラブ連合会の一室を老人クラブの専用の会議室というふうに位置づけております。その管理もしていただいているということでございます。

特に老人クラブにつきましての管理にかかわることは以上でございます。

説明は以上でございます。

水谷保護課長

昨日、保護制度における基準と、その算出方法の例をとということで、A3のとじた資料をお出しさせていただきました。左側でございます。

生活扶助基準は、全国で、まず1級地、2級地、3級地というふうに分けまして、その級地ごとに、また二つ基準をつけております。

まず生活扶助基準の第1類というところでございます。これはまた年齢別に分けておりまして、主に食費、食べるものをこれぐらい必要だということで基準を定めております。

四日市は、ちょっと印刷が薄くて申しわけないのですけれども、2級地 1というところ

でございます。1級地 1は東京23区、名古屋、京都、大阪、その近郊、それから1級地 2は大阪、北九州、福岡、それでまたその近郊ということでございます。2級地 1が四日市、それから、県内では津ということでございます。2級地 2ですけれども、県内では桑名、松阪、それ以外の市町が3級地というところに分類されております。

次に、生活扶助基準の第2類というところでございます。光熱水費はこれぐらい要るだろう。それも級地別にこのように分けてございます。これは1人世帯、2人世帯、3人世帯というふうな基準となっております。

さらに、加算額というのがございます。障害者、母子世帯については特別な需要があるだろうということで、この対象の方には加算を1級地、2級地、3級地と分けましてそれぞれつけております。このほか、必要に応じて住宅補助、家賃でございます。それから、教育扶助、小学校、中学校の方がおみえになるところはそういう扶助もございます。あと、介護扶助、医療扶助等が支給されるということで、それを合算して最低生活費と呼んでおります。

次に右側でございます。大まかなイメージといたしましてこのような最低必要な基準がございまして、収入と比べてどうかという、そういう図でございます。それは端的に申しますと、保護を受けられるか受けられないかということでございますけれども、生活費、

住宅費、教育費、医療費というふうに足し込んでいきまして、その総額がございます。その中で収入がどれほどのものかということで、まず判定させていただきます。収入が生活費、住宅費、教育費、医療費等を足し込んだ額よりも少ない場合には保護は受けられませんよと。そして、そのときは保護費がこれだけ支給されます。医療費についても、これくらい現物給付できますよというふうな説明でございます。収入が、足し込んだ最低生活に必要な基準をオーバーしますと、それは保護を受けられませんよというご説明でございませぬ。

次に、標準3人世帯ということで、33歳、29歳、それから4歳ということで、借家住まいということに仮にしますと、四日市の場合、第1類の2級地 1の左側のものを引っ張ってきまして、年齢とか世帯人数ということで計算いたしますと、トータルで20万1570円、加算の1万円というのは児童養育加算というのがございまして、児童手当に該当します。この方は4歳ですので、児童手当が1万円となっておりますので、それにあわせて1万円という加算もつくということでございませぬ。住宅費も4万5800円となっておりますけれども、実際に4万円でありましたら、その4万円を足し込んだ最低生活費ということになります。

もう一つ、高齢者単身世帯はどれぐらいか。若者の単身世帯はどれぐらいかということでございませぬけれども、高齢者に関しましては10万4150円、若者に関しましては11万1070円というふうな基準がございませぬ。これ以下でございませぬと生活保護が受けられますよということです。

先ほど、収入についてちょっと説明が漏れて申しわけないのですけれども、当然就労収入、年金、手当、仕送り等、そういうのを全て足し込んで収入とさせていただきます。

借家の場合の計算でございませぬと、単身の方は3万5200円が上限、複数世帯は4万5800円というのを三重県で決めているのでございませぬけれども、上限となっております。

説明は以上でございませぬ。

樋口博己委員長

それでは、これで追加資料につきましての説明は以上です。

委員の皆様から、まず追加資料について、質疑をお願いしたいと思います。

豊田政典委員

中身に入っていくかもわかりませんが、いいですか。

樋口博己委員長

はい。

豊田政典委員

両方意見があるのですが、とりあえず福祉センターのほうでいきたいのですが、中央老人福祉センターの話、介護・高齢福祉課に聞きますけど、老人クラブの事務局運営が市社協の仕事であるというのは納得しましたが、そうすると、中央老人福祉センターの業務であり、目的には大きく二つあると、僕の解釈でね。片方は、西老人福祉センターと同じような本来の老人福祉センターの目的と業務ですね。それに加えて、中央に限っては、老人クラブ連合会の事務局という仕事がある、そういうふうに理解した上で、現状はそうなっているけど、中央老人福祉センターは老人クラブのための施設ではないですよ。たまたま現状、経緯が事務局にあるというだけで。センターの目的というのは何ですか。

服部介護・高齢福祉課長

老人福祉センターの目的でございますと、やはり老人クラブだけということではなしに、四日市市、この場合、三重県も対象になるのですが、その高齢者全ての方を対象とした施設でございます。その方々がご利用いただけるような施設でございます。

以上でございます。

豊田政典委員

参考でお聞きしますが、きょうの追加資料の7ページに四老連の会員数が1万8000人余りとありましたが、この加入率は何%ですか。

服部介護・高齢福祉課長

約20%ちょっとでございます。老人クラブの場合は、60歳以上の方の加入率ということ、60歳以上になったら老人クラブに加入ができるというふうに、これも位置づけております。その関係で20%という低い数字になっております。これは全国的な傾向でもございます。

以上でございます。

豊田政典委員

次に、仕様書を出してもらって、別紙のところにあるような、四老連の事務局運営にかかわるところを四日市市が市社協に委託をして、その委託業務の一部が四老連の事務局運営にかかわる業務であるとなっていますね。これについても金が払われているというのが実態なんですね。違いますか。こういう意味でしょう。

服部介護・高齢福祉課長

四老連の事務局、委託といたしましては委託料というのがございまして、補助金、運営費の補助、いろいろな事業をするに当たっての補助でございますので、委託業務という位置づけでは四老連に対してはございません。

豊田政典委員

だから、指定管理業務の仕様書なので、委託といたしますけれども、指定管理の業務の一部が老人クラブの支援、つまり、四老連の事務局運営という位置づけですね。

服部介護・高齢福祉課長

はい、そうでございます。

豊田政典委員

そうすると、法律で示されていたように、四老連の事務局運営というのは本来市社協の仕事なんでしょう。それをなぜ四日市市が指定管理という形で金を払わなきゃいけないの、市社協に。そこがよくわからない。

服部介護・高齢福祉課長

確かに老人福祉センターの管理業務と老人クラブ連合会の事務局というのは違うものだというふうに思います。ただ、現実的には同じところにおりまして、それを一体的に運営する、一体的に仕事をしてもらおうということで、そのことも加味した上での管理委託、指定管理というふうなことに位置づけております。

豊田政典委員

業務が本来市社協の仕事、たまたまというか、中央老人福祉センターで、家賃がどうなっているのか知りませんが、場所を、ある意味貸してあげているわけでしょう、市社協に対して、事務局に対して。なのに、業務料を市が市社協に払うというのはおかしくないですか。歴史とか、そういうのは抜きにしてね。と思うのですけれども、どうでしょう。

服部介護・高齢福祉課長

本来的に市社協の業務というふうには位置づけておりますが、やはり老人クラブの事務なり、いろんな催し物をするには人件費というものがかかります。それについて、社協は独自財源というものはございませんので、市も老人クラブに対しては支援をしなければならぬというふうな、そういう位置づけも老人福祉法上では位置づけられております。そういう意味もあって、それも含めて指定管理料の中に含んでおるというふうな、そんなことでございます。

以上でございます。

豊田政典委員

だから、7ページに示してもらったように、四老連に対しては市から補助金が360万余り出ている。市社協、ここにはないですけど、市社協のいろんな業務に対しても、補助金が出ていますね、ここにはないやつ。そこには四老連の事務局であるとか、老人福祉事業に対する事業費補助が出ているはずなんですよ。それとは別に、本来のというか、市社協の仕事をやっているやつに対して、指定管理料が二重払いになっていると考えるのはおかしいですか。

服部介護・高齢福祉課長

二重払いというふうなことではございますが、四老連の事務局経費につきましては、補助のほうでも、それは事業費補助という形では出ておるとは思いますが、事務局経費としては四老連分については全く含んでいないというふうに思っておりますので、今回のこの指定管理については全く二重払いになっているというふうには思っておりません。

以上でございます。

豊田政典委員

じゃ、二重払いではないにしろ、さっきから何遍も言っていますが、市社協の仕事をその場所でやっているだけなのに、だけなのというのはいずれですが、指定管理で委託料みたいな形で払うのはおかしいでしょうという話が二つね。

一つは、中央老人福祉センターは、主に高齢者、60歳以上の市民の方の施設であるにもかかわらず、四老連の事務局があるがゆえに市社協に委託しているというのは、この仕事に重きを置き過ぎだというのが一つね。それから、今の指定管理業務、金も当然その分出ているのですけれども、事務局経費が出ているというのはいずれではないかということ。

それから、資料請求して出てきていないのですけれども、小川委員がきのう最後のほうに請求した福祉センターの必要性についても考えたいので、ほかの市内の高齢者福祉施設というのは種類がいろいろありますね。簡単に言えば、高齢者が集まってレクリエーションをやったりする施設というのはいろいろあって、民間であっても補助を出していたりするやつ、公共がかかわっているやつ、いろいろ広がって、各地区にふえてきている中で、果たしてこれが中央にしろ、西にしろ、この先も必要なのだろうかということを考えたいので資料をくださいと言ったけど、出てないのですけど、何ですか。

服部介護・高齢福祉課長

その資料につきましては、私どもの位置づけの中でお答えさせていただいているというふうに思っております。資料1のところでございます。位置づけとしては、老人福祉センターの位置づけの中で、私どもとしてはこの施設は低所得者の方が無料で利用できる公共の施設であるというふうなことの位置づけでその答えというふうに思っております。

豊田政典委員

そうしたら、その部分、質問にかえておきますよ。例えばいきいきサロンとか、各地域でふえてきている。同じようなことをやっている。高齢者が集まって、触れ合って、元気になろうというやつをやっていますが、それも市は補助して、支援しているわけですよ。各地域で集まりやすいところという中で、例えば中央や西の福祉センターは、この先ずっとやっぱり公設のものが必要だと考えますか、それとも、存廃について議論する

時期に来ていると考えますかというのを最後に聞いておきます。

服部介護・高齢福祉課長

私どもの立場でその件に関してどこまで答えていいのかというのはございますが、私どもが議論する中では、これからお年寄りはどんどんふえていく。そういった意味で、介護予防の施設、そういったものはやっぱり必要ではあろう、ただ、施設も大分老朽化もしておりますので、その辺のあり方について今後検討していかなければいけない時期には来ているというふうに思っております。

以上でございます。

豊田政典委員

幾つか問題提起や疑問を呈しましたので、また、皆さんの意見を聞きながら考えたいと思います。

中森慎二委員

資料をありがとうございました。豊田さんが確認されたことは省きながらと思いますが、基本的なことをもう一度確認したいのですが、きょういただいた資料の7ページで、一番下のところ、老人福祉法の第13条第2項ですか、地方公共団体は、云々あって、老人クラブその他当該事業を行うものに対して、適当な援助をするように努めなければならないということと、それから、いただいた資料の5ページの市町村社協、法第109条の老人クラブ連合会の事務局運営というものが社協の義務として法律上位置づけられていると、改めて確認しますが、そういうことでいいわけですか。

服部介護・高齢福祉課長

1点目の老人福祉法上のことにつきましては、これは老人福祉法できちっと位置づけられておることでございます。地方公共団体は適当な援助をするように努めなければならないという努力義務が規定されております。

それから、5ページのこのことにつきましては、これはそのものずばりではございませんのですが、老人クラブ連合会の事務局運営ということ、国のほうでは市社会福祉協議会の業務として位置づけておることとございまして、市町村社協というのは社会福

社法第109条という法律の中で、きちっと老人クラブ連合会そのものが出てくるわけでは
ありませんが、そういった地域の福祉に関与するような団体については援助をしなければ
ならないというふうな、外からの関連ではなからうかというふうに思っております。

以上でございます。

中森慎二委員

そうすると、社協の部分はずばりではないけれども、その部分を解釈をして、そう理解
しているということのようですが、そうすると、7ページの地方公共団体の老人クラブそ
の他事業を行うものに対して適当な援助を行うという趣旨に基づいて、老人クラブの事務
局を担っていると、地方公共団体の位置づけとして、そういう解釈をしているというこ
とでいいわけね、法に対しては。

服部介護・高齢福祉課長

そうでございます。

中森慎二委員

そうすると、それからいけば、社協ではなくて、四日市市が実は老人クラブ連合会の事
務局を担わなければいかんわけで、それがどういうわけか、社協に行っているような
んだけど。でも、この中央老人福祉センターの管理業務仕様書、これは指定管理者を公
募するときの1ページに、老人クラブの支援というものを大々的にうたっているわけ
ですよ。だから、老人福祉センターの業務の一つとしてこれを織り込んでしまっている
というところがあると思うんですよ。

今回の指定管理者を特定にするという理由の中に、老人クラブ連合会の事務局を担っ
ている四日市市社協を候補として特定をしたいということなんだけど、きのうも僕は話
をしたけれども、こういう関係は特定する以前から、指定管理者を出そうとしたとき
から、中央老人福祉センターを出そうとしたときから何も変わってないわけです。な
のに、なぜ今回そういうふうな特定をする必要があるのか。

この業務仕様書は、どんな福祉法人が来ても、これを守ってもらうわけじゃないです
か。この契約の内容のもとに、中央老人福祉センターの管理を指定管理者としてやって
もらいますよということを双方が確認したもののなのでしょう。だったら、福祉法人
がどこが来よ

うが、老人クラブの支援をちゃんとやってもらおうと。しかも、3ページ下段のケというところに、四日市中央老人福祉センターの一部を、四日市市老人クラブ連合会事務局に使用させるほか云々ということで明記もされているじゃない。だから、別に四日市の社協がこの中央老人福祉センターの管理業務を委託、指定管理者として受けなければ、これらの業務ができないということではないわけでしょう。しかも、その条件は何も変わってないじゃないですか、最初から。だから、今回、特定するのは何なんですかということを変更して聞いて、きょう出された理由を見ていても、よくわからないんだけど、どういう状況変化があったのか。

服部介護・高齢福祉課長

今回どうして特定になったかというふうなことについてでございますが、これは当初から、本来特定すべきものだったのかもしれない。ちょっと説明の中でも申し上げましたけれども、老人クラブというものと中央老人福祉センターというのが一体的なものとして現実に運用されておったと。それが、これまで更新のときにもいろいろ議論はあったのですが、実際にほかの法人さんがそちらに入ってみえて、二つの法人さんが一つの建物の中に入ることによって、運営の方法がかえって不効率になってしまうのではなかろうかというふうなことがございます。実際問題として、これまでも社会福祉協議会が更新時は選定をされてきておるような状態でありますので、そこでまた同じようなことをしても、結局は、ほかの法人さんがなかなか入れないという、そういうふうな判断をいたしまして、今回特定というふうなことでご提案をさせていただいたという状況でございます。

中森慎二委員

もっと言うと、この管理業務仕様書の一般最後、7ページ、四日市老人クラブ連合会事務概要というところの冒頭のところに、老人福祉センターは、老人クラブに関する支援を行うこととされていると。こんなのはどこにも書いてないんじゃないですか。地方自治体が、地方公共団体が支援をするということは言われているけれども、老人福祉センターがそれを担うのだというのは、あなたたちが勝手に解釈しているだけの話であって、これは僕はちょっとおかしいのではないかと思うのですが、だから、この老人クラブの事務局というのを振りかざして特定にするというような話は全然ナンセンスではないか。課長が最初に言われたように、もともとは特定で出すべきものを一般公募してしまったと、そうい

うふうに認めるなら、僕はいいと思いますよ。変な理由をつけて、今から特定が一番すばらしいんだみたいなことを言っているから、僕はおかしいのではないかと言っているの、わびるところはわびたらどうですか。最初間違っていたと。それならそれをはっきり部長から言ってもらえばいいじゃないですか。

市川福祉部長

中森委員のほうからご指摘いただいた点についてお答えさせていただきます。

今回、指定管理の方針を決めるに当たって、先に西老人福祉センターの監査を受けたということもあるのですけれども、中央につきましては、老人クラブ連合会さんとの関係、その他勘案しまして、私自身として、やっぱり当初から特定でいくべきではなかったのかというふうな疑問を感じました。部内でも議論をしまして、本来であれば、当初から特定でいくべきであったというふうに私自身考えております。その点につきましては、福祉部の判断が最初誤っていたということでございます。深くおわび申し上げたいと思います。

公募を今回続けるということは、この矛盾した状況を続けていくということになりますので、ここできっちり整理をさせていただき、社会福祉協議会、それから老人クラブ連合会、そして今後老人福祉センターのあり方を考える上でも、きっちり一度区切りをつけたいということで、今回この議論の俎上にのせていただきたい、そういう意味で特定に改めさせていただきたいということで説明を申し上げたところです。福祉部の当初の判断ミスにつきましては、私のほうから深くおわび申し上げます。

中森慎二委員

別にわびてもらうことはないんですよ。わびてもらう必要はない。ただ、判断が違っていたと、だから改めるということをお認めしてくれば、僕はそれでいいと思う。だから、変な老人クラブ連合会事務局があるからどうだとか、そういうのを持ち出さずに、最初の判断が違っていたのではないかとということであれば、それでいいんじゃないですか。僕はそれで運営がより効率化になって、社協さんと老人クラブとの関係もよくて、継続していける、いろんな事業がスムーズにやっていけるのなら、それにこしたことはないと思うので、このことを反対するつもりはないですよ。だけど、進め方がやっぱりおかしいので、それはちゃんと改めることは改めていただきたいということで申し上げただけですので、よろしく願いいたします。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

ちなみに、今回の議案としては債務負担行為ということで、どこに指定するかという議案に関しましては、今回の議案ではないということで、それは確認でよろしいですね。

中森愼二委員

はい。

樋口博己委員長

はい、わかりました。

他の委員の皆様。

中森愼二委員

もう一ついいですか。

樋口博己委員長

どうぞ。

中森愼二委員

ちょっと離れますが、生活保護の話で資料をいただいてありがとうございました。

ここちょっと記載がないのですが、生活保護を支給される市民の方々に対して、支給に当たってはこういう留意点があるんですよ、こういうことを守っていただく必要があるんですよというものもあるのではないかと思うのですが、それらについてはどんなものがあるんですか。例えば、よく車に乗ってはいけませんよという話があったりというのは一般的には聞きますが。

水谷保護課長

保護開始に当たってご説明させてもらうための資料というのがございますので、車の件とか、それから、何か身近に異動があれば必ず報告してくださいよというようなことも含

めてご説明させてもらっております。

中森愼二委員

できたら、それを資料でいただけませんか。

水谷保護課長

わかりました。

中森愼二委員

それと、不正受給の話の中で、想定されていた当初の所得よりもふえたという部分が前回あったと思うんですよ。故意であるのかは別にしても、そういうことが起こらないような事前の周知をどうされているのかということも含めて、そこらあたりはどうなっているか、資料でちょっといただきたいんです、含めて。

水谷保護課長

わかりました。資料でお出しさせていただきます。

樋口博己委員長

今から準備、コピーしていただくということですね。じゃ、この資料は少しお時間をいただきまして、この間というわけではないですけども、少し留保いただいて、石川委員、どうぞ。

石川勝彦委員

いわゆる市社協の話がきょうは資料ともに質問等ございまして、それなりに理解、再認識できたのですが、常日ごろから感じていることの一つに、地区社協と市社協の関係です。地区社協というと、30年余になるとは思います、地区によっていろいろな形態がなされていると思いますけれども、時代に合った地域の社協の状態になっているかということ、その辺にかなり問題があるかと思いますが、この辺のところの方向づけというのは、市社協がやるのか、あるいは福祉部がやるのか。市社協がやっているということになりますと、毎年の実績報告書なりをつくられていますね。あれを見ますと、そういうものは一切見え

てこない。ということは、盛りだくさんの指定管理等含めて、いろいろなことに携わって
いただいて、十分というような判断のできるような資料でないと、いつも寂しいことだ
というふうに思うんですね。ただ管理をしているだけかなというふうに思いますが、だから、
それ以上のことを求めるのは難しいかなと思いますけれども、地区社協の実態は、高齢化
がどんどん進んでいる地区もあり、あるいは地域もあり、その辺のところ、地区の中でい
ろんな取り組みが行われているのですけれども、どうもいろいろな面で実態とそぐわない
ところがあるわけですね。あくまでも地区社協というのは、やはり社会福祉という地域の
住民の幸せのためにということで、市福祉部が考えることをより細かに地域に合った手法
で取り組んでいかなければならんわけですけれども、地区社協と市社協のかかわりのあり
方、あるいは福祉部と地区社協とのかかわりのあり方というのを改めてお聞かせいただき
たいと思いますが、いかがでしょうか。

村上福祉総務課長

まず福祉部、私どもの行政と各地区にございます地区社協の関係でございますけれども、
今現在、私どもの反省の一つでございますけれども、各地区社協の実態を私ども福祉部が
いわゆる把握しているかという、十分把握していないということがございます。

地域福祉ということに関しては、本当に個人の生活課題に直接、先ほど障害福祉課長が
申しましたけれども、権利擁護、それから成人後見の問題等々、個人の生活支援にかかわ
る部分と、やはり地域の中にどうやってつながりをつくっていくかという部分の中で、地
区社協はいわゆる地域の中の福祉関係の団体だけではなくて、スポーツ団体、いろんな団
体が地域の中でつながりをつくっていく、そういうふうな団体というふうに認識しており
ます。

そういった反省の中で、もう一つ社協と地区社協の関係でございますけれども、当然地
区社協全体の事務局を、今の市社協が持っているわけでもございません。市社協の中でも、
いろいろ私どもと意見交換する中では、地区社協のいろいろな会議には社協の職員が出向
いておりますけれども、地区社協のそれぞれの地区の課題に応じた活動をされております
ので、なかなか市社協がコントロールをして全部できるというような状況でもないとい
うことも課題には上がっておりますけれども、できるだけ市社協のほうもふれあいのまちづ
くりといった事業の中で、それぞれの地区社協とのかかわりを強めていきたいというよ
うな認識で今取り組んでもらっておりますので、この部分については、やはり委員ご指摘

のように課題というふうには、市も、市社協も思っておりますので、今後はもう少しそのあたりも取り組んでいくことによって、そういった地域福祉ということの向上に取り組んでいきたいというふうには思っております。

以上でございます。

石川勝彦委員

いわゆる福祉計画というものができますよね。そして、地域福祉の充実ということで、それぞれより掘り下げて、より具体的に、いわゆる総論に対して各論ということで考えていただいておりますというふうには思いますが、しっかりしたものができておるといのかかわらず、上から目線で見ただけで、目線を下げるといようなことになると、実態的に地域福祉というのは、名前だけで実の部分は非常に弱い。そういうことから、地区社協の充実という、いわゆる地域福祉における地区社協の充実が図られていないというのが、少しずつ感じていただいておりますけれども、その辺のてこ入れをしていかないと、地域のいわゆる「向こう三軒両隣」と言えば、5軒がどんなつながりがあるかという、本当に希薄な状態。

濃密な状態の地区もあるでしょう。しかし、今日の状態では、ほとんど世代交代したり、あるいは核家族化がどんどん進んで、隣のこともわからないというような状態の中で、助けてくれというような声を上げて、最近よくテレビでそういうのがありますが、助けてくれといっても、誰にも助けてもらえない、こういうような状態では、地域福祉というのは、何ら時代に合った状態になっていない。

一番それを中心的に考えて地域でやらなければならないのは地域福祉だと思うんですね。地域福祉も、例えば地区社協というのは、地区によって違うと思いますが、運動、健康のためですね。それから文化、そして福祉、環境、こういういろいろなものがあると思います。けれども、やっぱり健康な人、健常者のための運動会とか、あるいは文化祭というのは、これはずっと続けていただいているのは大変結構だと思いますが、同時に、超高齢時代になっているわけですね。だけれども、それとそぐわないような状況で、健常者だけの地域社会がそういう形で推移している。

やっぱり運動会でも文化祭でも、いわゆるそういう分野にも、独居あるいは老老の方々を迎え入れる、そういう体質が地域社会に必要なと思うのですが、それこそ地域福祉の充実ではないかと思うんですね。だから、その辺のところはどうも弱い。だから、どこが方

向づけしてくれておるのかなと。市社協ではないということがわかりました。じゃ、福祉部がどこまでやっていただけるのかなということですが、今の課長の話では、まだ気がついてばかりで、具体的なメスを入れるところまでというか、状態を把握するところまでもいっていないというようなことは、非常に寂しいことなんですね。行政のやるべきことは、上から目線だけで物を見てもらっては、城下町で上から見下ろしとったら、頭しか見えないわけです。顔も、足の姿も何も見えないわけです。だから、やはり目線をどんどん下げて、下からの目線で見上げるということも行政としてはあってしかるべきだと思いますが、その点はいかがですか。

村上福祉総務課長

今委員のご指摘の中にもございましたけれども、私どもは地域福祉の計画というのを持っております。ただ、それは本当に理念的な計画で、今まさに委員にご指摘いただいたように、本当に足元の生活実態を見た上で積み上げたものというか、そういうことも踏まえた上でつくっておりますけれども、まだまだその部分は弱いということもございますので、市社協、そして私ども、これが両輪になりまして、地域福祉の推進により地域の実態を踏まえた上で取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、地域福祉の計画につきましても、そろそろ次期計画の策定準備に入る時期に来ておりますので、今の委員のご指摘についても課題の一つとして捉えて、より地域福祉の向上、本当に足元に見える、そういった地域の方々の顔が見えるような、イメージのわく、そういう取り組みにつなげていきたいと思っております。

石川勝彦委員

四日市市内には、いわゆる産業都市として進んできて、いろんな丘陵地に団地が約20余ございますね。そこに共通して言えることは、高齢化率が、全体から見れば5%から7%を超えていますね。例えば三滝台の1丁目、2丁目、3丁目、4丁目とあるのですが、丁目によってみんな高齢化率が違うんですね。住居専用地域というのも、第一種住居専用地域だからいろいろな規制もありますね。そういうものも含めたり、団地というのは、そのまま世代交代しておるところもありますよ。けれども、ほとんど高齢化がどんどん進み、これは日本の今日に至ってどこに行っても例外のないような状況にあります。春日井市さんなんか、高蔵寺ニュータウンに行きますと、悲鳴どころか、もうどうにもならない、ギ

ブアップだということで、これはこのまま行くしかないのだというような話で、悲壮感が漂っているという状態で、それこそ10階建てか7階建てか知りませんが、亡くなって20日も1月もたっているのは、これはもう当たり前で、新聞にも載らない。もう数年前というか、十数年前からこれがずっと継続してきているんですね。

だから、20日も30日も前に亡くなっているのを、お棺に入れておろしてくるということも大変な状態にあるということで、悲鳴を上げてどうしようかということで、自治会や、そういう問題との絡みだけで済まない。遺族の問題とか、そんなものもあるのですけれども、本市の状態でも、20以上ある新興住宅地の実態からメスを入れていくことによって、今の地区社協の問題というものはある程度見えてくると思うんです。村落共同体で昔からの形態をなしているところは、ある程度ピラミッド型になっているとは思いますが、高齢化が進んでいるということで、ピラミッド型はもう崩れてきておるとするのは昔からのまち、村の形態をなしているところも例外ではありませんけれども、やっぱり極端な例は団地ですよね。

団地にメスを入れるということ、これは福祉の視点からメスを入れることは大事なことだと思います。そこからいろんな問題が、例えば本市の場合は、都市整備の問題とか、そういったものがみんな全部つながっていると思うんです。だから、そういうことをやっていただくことも、地区社協としてはあるべきことだと思いますが、しっかりとした方向づけをしていただいて、つかず離れずで分担しながらでもやっていただかないと、これは大変な状況になっていくかなと思いますね。

どうぞひとつその辺のところも踏まえて、先ほどから申し上げておる地区社協のあり方について、しっかりと見直しをし、思い切ったてこ入れをしていただくことが、本市の超高齢社会における問題を少しずつ解決していけるめどがつかないかと思います。その辺のところ、しっかりと考えていただければというふうに思いますが、その点についてどういうふうにお考えでしょうか。

市川福祉部長

石川委員から、私どもも日々高齢社会にどういうふうに対応していくのか、頭の痛いところではございます。私も団地に住んでおりまして、団地というのは一気に高齢化が進むということが言われております。地域を回らせていただきましても、65歳以上を高齢者というふうに捉えると、誰も支援する人がおらんやないかというようなお声を聞きます。

正直申しまして、元気な高齢者の方が支援の必要な高齢者を支える、そういった発想の転換というのにも必要になってくるのかなというふうに考えております。

先ほど来、石川委員、それから山口委員からも孤立死の問題とかの質問等を受けておるわけですが、そういった問題をしっかり捉えながら、次の福祉部の展開に、健康福祉部となりますが、健康づくりと、それから福祉の連携、そういったものも含めまして、きちんと計画化し、そして実行していきたいというふうに思います。どうかよろしく願います。

樋口博己委員長

資料は準備できましたか。じゃ、資料を配付いただきまして、先ほどの保護に関する質疑に戻りたいと思います。

中森委員、資料のイメージはよろしいですか。

中森慎二委員

はい。何か特に説明いただくことがあるなら願います。

樋口博己委員長

資料は届きましたかね。説明がありましたら、水谷課長、願います。

水谷保護課長

保護課の水谷でございます。相談時と開始時にこのようなしおりをお渡しさせていただいて、一つずつご説明させていただいております。これは相談時だけですけれども、ちょっと今は間に合わなかったのでございますけれども、年に1回、権利義務というか、こういうふうなときには必ずお知らせくださいねというようなことは年1回やっております。

加えて、車の使用の禁止についてはかなり強く指導させていただいておまして、12月に毎年1回、車の使用の禁止についてPRさせてもらっております。それはちょっと今忘れましたので、また後でお持ちしますので、よろしく願います。

樋口博己委員長

説明は以上ですか。

水谷保護課長

以上です。

樋口博己委員長

中森委員、よろしいですか。

中森慎二委員

はい。

樋口博己委員長

保護費のしおりの裏面で保護費の決め方の図なのですが、当初出していただいた図でも少し誤解を招きそうなところを一つ指摘したいのですが、保護を受けられますという二つのパターンがありますね、保護の決め方のところで。上の部分が収入があって、保護費があって、医療費ということで、これはこのとおりだと思いますが、下が収入と医療費となっていて、この図を見ると、医療費だけの保護という制度があるのかなということを言われる方がみえるのですけれども、この制度はないと思うのですが、その辺のことを少し説明いただけますか。

水谷保護課長

医療費だけの、たまたま計算していきまして、常時、例えば入院されているとかで、毎月これぐらい要りますよということもありまして、医療費のみの生活保護もございます。多分生活費については、自分で何とかできるのですけれども、医療費については足りないという方もおみえになります。少しご自分で、本当は高額医療ですので3万9000円なのですけれども、計算の結果、1000円なり2000円なり負担していただいて、それで、医療費をこちらが足りない分を出させていただくという、最終的にそういうこともございます。

樋口博己委員長

そうすると、そういうケースもあるということですか。

水谷保護課長

あります。

樋口博己委員長

ただ、生活保護の制度に入りますので、生活保護に対する規定とか条件は全て同じということですか。

水谷保護課長

同じですね。

樋口博己委員長

今出ていました車を使用しないとか、そういうことももちろん制度としてはあるという。

水谷保護課長

一緒です。別制度ではないですので、生活保護制度の中にたまたま医療費単給と申しますが、そういうものがあるということです。一番多いのは、入院されている方ですね。例えば入院されていて、日用品費というのはございますけれども、少し国民年金で小さい額の年金があるという場合に、生活費、いわゆる日常のお金はいいのだけれども、医療費までは手が回らないという方に関しては、そういう医療費単給という、支給の結果ですけれども、生活保護の中で、そういう結果としての制度があるということです。

樋口博己委員長

わかりました。

村山繁生副委員長

1枚目ですけれども、「生活保護を受けるには」の資産の活用で、不動産、預貯金、生命保険、自動車などの資産のうち、保有を認められないものとは書いてありますが、どれが保有を認められないのか。自動車もそうでしょうけど、あと、何があるんですか。

水谷保護課長

お住まいになっている、例えば住宅、土地はよろしいのですけれども、ほかに売却価値のある土地を持っておみえになるとか、そういう方については、まずはその辺でどうかというご指導と、すぐに間に合わなかったら、生活保護を受けてもらった後、当然その売却指導をさせていただいて、生活保護の開始に当たって、保護費の返還の契約みたいなことをさせてもらって返してもらおうというような制度の成り立ちでございます。

村山繁生副委員長

自分の土地、家屋はいいわけですか。

水谷保護課長

今、住居としてお住まいの土地、建物は除かれますので。

村山繁生副委員長

生命保険はどうですか。

水谷保護課長

生命保険も、例えば掛金が少額であって、なおかつ後の自立に役立てる、県民共済とよく言うのですけれども、あの程度のものなら構いません。ただ、また細かくなるのですけれども、当然それは支払いがご自分であって、受取人もご自分であるとかというもの、例えば病気をされたときに、日額幾らとか保障が出るような保険であれば、保有を認められますけれども、それ以外についてはちょっと難しいということでございます。

村山繁生副委員長

預貯金はどこまで認められますか。

水谷保護課長

先ほどの計算をさせていただいて、標準3人世帯とか、それに合致するだろうということで第1関門があるのですけれども、それから、今預貯金はお幾らですかとか、手持ち金はお幾らですかというお話に移っていきます。当然預貯金も、最低生活費、先ほど計算させてもらった2分の1以内でしたら、そのままご申請いただけます。それ以上ですと、も

う少し消費されてからどうですかというふうなご指導をさせてもらっています。

村山繁生副委員長

わかりました。

それと、私は一般質問で申告が漏れていた場合、発覚した場合、対応はどうかというふうに質問させていただきましたけれども、部長は厳しく対処するというふうに答弁していただきましたけれども、ここに書いてあるように保護費を減らしたり、受けられなくなるとかいう、ちょっと抽象的な言葉しか書いてないのですけれども、そこら辺の罰則みたいなきちとしたものはあるのですか。

水谷保護課長

その案件によって詐欺罪とか、そんなので告発できるよという制度はございます。ただ、お話し合いによって返還していただけるということであれば、大概が一遍には無理ですので、毎月幾らということでも少しずつ返していただく、そういう約束を取りつけてやっております。特に罰則を適用したことはございません。

村山繁生副委員長

そうすると、一旦現金で受けますね。そこから返すという形ですか。

水谷保護課長

そうでございます。お渡しして、ここから引きますよと。それを繰り返しておりますと、少しずつ、例えば5000円のやつでも1万円ぐらい返してもらえるとというようなことも実際ございますので、その都度返していただいております。

村山繁生副委員長

違反した場合は保護を打ち切るということを今まではしたことがないということですね。

水谷保護課長

それはございません。ご自分でご辞退されている方はたまにはおりますけれども、こちらから、それによってということはありません。

村山繁生副委員長

わかりました。

樋口博己委員長

他の委員の皆様。

小川政人委員

自動車は資産という面もあるけども、足という部分もあるんやわな。そこの考え方が何でも一律に自動車は資産やでという話にはならんと思うのやけど、その辺、どう考えているのかな。これは国の方針で来とるでというんやろと思うんやけど、そこはどうか。

水谷保護課長

自動車の使用、保有が認められるのは、障害をお持ちの方がお仕事に行かれる。それに公共交通機関がなくて、それしかないのだというような定義に国はしておりまして、それぐらいの状況以外は難しいよというようなことでやっております。

後でその資料もお持ちするのですけれども、まずなぜだめかということ、年1回文書で通知させてもらっています。地域との均衡を失するのではないかということとか、保険料とか、いわゆる必要なコスト、それをどこから賄うのか、あと、事故を起こした場合の補償を誰がするのかというようなことも含めて、できるだけそれはだめですよというふうにさせてもらっています。

小川政人委員

わからんでもないんやけど、別にこの計算の範囲内を出しているわけで、それで賄っているわけだね。そう認定して保護費を決めているわけだから、収入がないということで保護費を出しているわけやろ。合算してそれだけしかないから、水準以下の収入しかないからということで保護費を出しているのだったら、そのうちで賄われるので、その使い道という部分において、もうちょっと自由があってもいいのかなと思う。保険料にしたって、そこで賄われていたら、それで構わへんと思うんやけど、そこが、もう今、時代が違ってきていますやんか、近鉄内部線も廃止しようかという、そういうような時代になって、中

古の本当に足がわりに乗っているもので、保険料も安かったら、それはいいのと違うかと思うけれども。

水谷保護課長

確かに中古の車では、処分価値もないのだというふうにおっしゃられる方もございます。ただ、車の使用を、国も多分考えていると思いますが、認めてしまうと、それこそ結構大きな問題になるというふうにまだまだ思っているかと思えます。

小川政人委員

ケースワーカーは仕事がふえるので、この車は価値があるのかないのか、一緒くたにだめやと言っておけば、それはそれで楽は楽やけど、その辺は価値があるのかないのか、資産価値なのか、それとも交通用具なのかという部分の考え方をきちっと、きのうも会派に帰ってしゃべったんやけど、じゃ、生活保護をもらってパチンコはしてもええのかといたら、パチンコは、それは生活の中の範囲やでええと保護課が言ったとか、それは認めているのかどうか知らんけど、会派内だけの話やったのであれなんだけど、その辺はどう違うのかと思って。

水谷保護課長

パチンコに関しては、どこかの市では、そういうのを見つけたら通報する、そういうふうな条例も検討されているやに聞いておりますけども、ご自分の中で楽しみとしてやっていただくのは、生活をその分切り詰めるというのであれば、これ以上のことは言えないのかなと。ただ、車については、これもありますけども、交通事故を起こしたときに、賠償能力、その辺が非常に希薄な方が多いですので、ちょっとそこは違うかなと思えます。

村山繁生副委員長

関連でいいですか。4番の義務として必ず守っていただくことの中に、生活費の無駄をなくし、生活の向上に努めてください。飲酒、パチンコなどとわざわざ特記してあるけども、今の答弁とちょっと違うような気がするんだけど。必ず守っていただくを書いてあるんやけど。

水谷保護課長

確かに本人さんには、最初、こういうことはやっぱり好ましくないのでやめてくださいというふうにお答えします。ただ、それが本当にそうなのかと問われた場合、無理やり禁止することができるのかと問われた場合は、なかなか難しいものがあると思います。

豊田政典委員

今の話、車にしても、特別な場合以外は、国の方針で禁止しているんだよということなんやろ。そうやってはっきり言わないとだめだと思うのと、パチンコ、飲酒についても、はっきりしてください。だめなんですか。言われたように、兵庫県内の市で条例が可決されましたね。あれは、その自治体と議会が判断したことなので、とやかく言うことはないのですけれども、飲酒、パチンコ等は、四日市ではというか、国の考え方に沿って禁止しているということですか。

水谷保護課長

禁止は、国の方針、その辺はちょっとわからないですけれども、四日市では、しないでくださいと言うしかないと思います。

橋本福祉部理事兼社会福祉事務所長

福祉事務所長の立場でちょっとお話しさせていただきたいと思うのですけれども、この説明書きにも書いてございますが、やはり生活保護というのは税金等で賄っておるところでございますので、生活費の無駄をなくし、生活の向上に努めてくださいということで、その以降、飲酒、パチンコなど周りから非難をされることのないように生活してくださいということですので、やはり皆さん一般感覚としまして、飲酒でも、アル中になるほど生活が乱れるようにとか、パチンコも依存症になるというか、そういうところでやはり税金で賄って生活しているという一般感覚の中でやめていただきたいというところだと思いますので、酒を飲んだらあかんかと言われると、その辺はやっぱり日常で若干ストレス解消というメリットもあるかと思えますし、パチンコも入ったらあかん、それを見張るとるところまではなかなか難しいと思いますので、一般的に生活向上に努めていただく努力というところの表現でうちも指導しているところでございますので、よろしく願いたします。

豊田政典委員

だから、この文章はもともとどこの文章かわかりませんが、書き方をそれならそういうふうには書き直さなきゃあかんし、対象者にもそういうふうには説明せなあかんでしょう。そこをはっきりしてあげないと、混乱するんじゃないかと思います。終わります。

中森慎二委員

このしおりの部分で、豊田さんがおっしゃったとおりだと思っただけでも、4ページのところで、飲酒、パチンコでも、周りから非難されることのないようにというんだったら、四日市から離れて、市民の目から見えなきゃ、非難されなければいいのかというようなとられ方もしかねないので、やっぱりストレートに書かれたほうがいいんじゃないのかなと思うのと、もう一つ、これは国が推奨している生活保護のしおりの周知内容なんですか。それとも四日市のオリジナルなんですか。オリジナルで、四日市がそれをできるのであれば、そういう記述をすることに問題がないのならば、もう少し明らかに、明確にしたほうが私はいいと思います。

水谷保護課長

国の、厚生労働省のモデルみたいなものを、標準モデルに利用しておりますけども、四日市は四日市で内容についてはできると思います。先ほどのわからない書き方は、相手にとってよろしくないのではないかとということで、もう少し書き方を工夫して、わかりやすくさせていただきます。

中森慎二委員

それはぜひ早急にやっていただきたいのと、もう一つ、6ページの一番上のところに、不正な方法で保護を受けたときは、返してもらうこともある、法的な措置もありますよということが書いてあるんだけど、この項目なんかは、4ページの5番の生活保護費の返還、そのところに書いたほうがいいと思うんだけど。記述の場所が、生活保護の返還、不正があったって返せばええのかと、ここだけを見ていると、そういうふうにはしか取れない。だから、返せばいいだけではなくて、物によっては法的手段で詐欺罪でも訴えられるんですよと、そういうものが一体のものでないと、受給者を別に偏見の目で見るともりは全く

ないけれども、作為的な支給というものが存在するとすると、やっぱりそういうことの牽制のためにも、よりわかりやすいものを示すべきではないかと思うんだけど、一度この辺のところを全体でもうちょっと見やすくしてみたらどうなのかなと思います。

それと、トーンがほとんど同じトーンで書いてあるから、何を一番強調したいのか、例えば不正支給は特にいかんわけではないですか、そういうところとかをめり張りつけるような資料のほうが僕はいいと思います。何か思われるところがありましたら。

水谷保護課長

早速めり張りつけて、内容を改訂させていただきます。

山口智也委員

保護で一つ確認。自動車の使用についてなのですけども、ご相談を受ける中で、一番ネックになってくるのが自動車の使用というところになってくるのですけれども、僕も豊田さんがおっしゃったように、国の基準を、こういうことで自動車の使用は認められないのですよということをしっかり伝えていくことが大前提だと思うのですけれども、ただ、例えば最近高齢化が進んで、60代の方が90代のお母さんやお父さんを病院に連れていかなければあかん、どうしても車が必要や、そういうケースもあるわけで、そういったケースについては、どう対処されているのでしょうか。

水谷保護課長

難しい案件があると、上級機関である県のほうへ問い合わせさせてもらっています。最終的には、地域というか、市のほうで判断してくださいということになるのでございますけれども、そのケース、90歳の方をお医者さんに連れていかなければならないということでございますけれども、その辺の、ほかに手段がないとか、いろいろなことを考えさせていただいて、所内で検討させてもらうという場も残されておりますので、そのときはご本人さんから相談していただくということでもいいかなと思います。

山口智也委員

わかりました。やっぱりそういうことで、本来生活保護を受けなければならないような方がそういうことで受けずにおるというケースも実際私は見かけるので、また個別に、こ

これは本当に個別に対処していくケースだと思うのですけれども、またそういう検討をしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

小川政人委員

これは社会保険事務所がつくったやつやで、国の法律のものを……。

市川福祉部長

これは社会福祉事務所です。市の福祉部の中で……。

小川政人委員

だから、四日市版やで、そんなものを見せて、こうやと言われたって困るので、国のちゃんと法律があるので、それをコピーして出してくれればいいんやけど、前に一回僕が相談したケースで、弟が糖尿か何かで目が見えなくなって、お兄さんと2人暮らしで、お兄さんは定年退職をしておって、そんなに生活力がなかったもので保護の相談があったと思うんやけど、結局車がネックになって、お兄さんが車を持っておったんやな。家は自分の家で、それから土地も自分のでというところで、本人は保護を受けなくてもいいんだけど、弟と2人の生活を考えると、目が不自由やもんで別居はできないと、そのときに一番ネックになったのが車やったんやな、お兄さんが持っている車が。課長、覚えているやろ。その辺のあれがあって、そうすると、保護を受けられないと病院もろくに通えないという部分でいくと、そこが、車を持つとるんやったら自分でやってけさという話になるのかという、これはちょっと一考するべきかなと思ったんだけど。

本来は、病気になった本人さんだけが生活保護を受ければいいんやけど、お兄さんのほうは年金があるので、年金と収入で合算して、足りない部分だけが保護を受けるという部分だろうと思うんやけど、そこでそんなに大したええ車に乗っとるわけではないのに、交通用具として乗っとるのにあかんと言われると、ちょっと厳しかったかなと思うとるので。まあ、ええわ、そのルールだけきちんと、それだけ。

樋口博己委員長

じゃ、国の法律にのっとったルールの資料の提出をお願いしたいと思います。

豊田政典委員

僕は資料を請求したときから就労支援の話をしたかったですけど、手短にいけますけど、追加資料もいただきましたし、もともとの委員会資料にもあるのですが、よくわからないのは、結局就労支援の対象者の定義というのがよくわからなくて、もとの資料の14ページは122名になっていて、追加では、年齢としてはもうちょっと多いんだよ、その中には障害者やいろんな事情があってというようなことだと思うんですが、そこをちょっと整理していただきたい。まずそこから教えてください。就労支援すべき方の人数ね。

水谷保護課長

最初出させていただいた資料では、働いていない者の世帯数ということですので、実際の人数はどうだということ追加資料の11ページのほうで、1月31日現在で何人の方が就労支援を受けているかということをお出しさせてもらいました。稼働年齢層1888人のうち就労支援を実施しているというのは、これは既に保護の開始の時点からワーカーで働ける人については実施しておりますし、それから、本人さんがなかなか就労に結びつかない場合は就労支援をお願いしているという方でございます。そういう方が未就労ということで300人、就労中が76人。就労中で、なぜ就労支援を実施しなければならないのかといったら、少し働きが……。

豊田政典委員

それはわかった。きのう聞いたで。

水谷保護課長

だから、376人ということですよ。

豊田政典委員

その376人は就労支援をもらいたい、もらうべきなのだけれども、実際には76人だけですよということかな。違うな。ごめんなさい。

水谷保護課長

実際に376人のうち76人の方は働いているんだけど、少し時間が短いとか、もう少しできるのではないかという方が76人で、それも就労の支援なり指導の範疇に入ります。だから、376人ということでご理解していただければいいかと思います。

豊田政典委員

そうすると、下の未就労の人は、家庭とか家族にいろいろ事情があるのでちょっと別扱いで、376人と355人がいて、その人は、働くべきなんだけれども、十分に継続して働いているのは355人だよということですね、半分ぐらいか。

一つは、こちらの支援体制がよくわからない部分があるのですけれども、予算で9ページを見ると、就労支援員は、今2名ですけれども、平成25年度予算では2名でいくんですか。

水谷保護課長

2名でございます。ただ、この平成23年度以降の、ことしも含めて2名は、そのうちの1人の方は週3日というご希望がありますので、それで少し金額が低いのですけれども、来年度はフルの方を2名お願いしたいということで、実際2名は2名なんですけれども、それでやりたいと。

あと、正職員も支援に回れるものは回りたいなというふうに考えております。

以上でございます。

豊田政典委員

予算的にも少しですけれども、強化していくと。体制としても強化していくということで理解しましたが、例えば業務棚卸表を見てないですけど、就労実績の目標みたいなものを掲げていくべきだと思うんですけど、あるんですかね。

水谷保護課長

目標を掲げさせてもらっていて、今年度は、なかなかそこに至っていないというのが実情でございます。

豊田政典委員

当然公平性ということから受けていない人とのですよ。就労する能力のある人はしてもらわないと困ると思うので、今強化もされていくということですから、また1年期待しておきますので。

もう一点、最後に、12ページのところを見ながら、今の話も関係すると思いますが、今までも議会の一般質問等で何度も指摘されていると思うのですけれども、職員の標準数に至っていないではないかという議論がずっと前から出ていますね。これを見ていくと、標準数から不足している状態が続いているのですけれども、平成25年度の見込みというのはあるんですか。

水谷保護課長

平成25年度も複数で増員をしていただけないというふうに考えております。

豊田政典委員

その内示というか、内定している過不足数とか、減員数は言えませんか。

水谷保護課長

今の時点でしたら、不足が5人ぐらいかな。

以上です。

豊田政典委員

5人だということですけども、何で聞いているかということ、ほかのいろんな部署で人数が足りないという意見はありますけれども、ここだけを考えて、議会としてもサポートできないかなと思って問うているんですけども、改善される見通しが少しはあると。福祉部の範囲なので、人事に物申すのは難しいと思いますけど、予算が足りないねみたいな話ですね。頑張ってくださいとしておきましょう。

土井数馬委員

本会議でも、病児保育の指定管理のことで一般質問が出ておりましたけども、部長の答弁で、必要性は共通の認識を持っているということでしたので、私のほうもお尋ねします。

実際、指定管理料が、これで正常というとおかしいですが、いいのかどうかということ

ですけれども、多いときは何百万も補填をして繰り入れをしているわけで、特定をしているわけですね、ここの医療法人に。県のほうから3分の2の補助金があるということなので、県との協議も必要なのかもわかりませんが、ここの参考資料に平成21年度からの実績がありますけど、毎年赤字で繰り入れをしているという状況から見て、また同じような予算をつけていくわけなんですけども、これは正常なんですか。僕には正常には見えないもので、この辺をどう考えているか、もう一回きちんと聞かせていただきたいと思っています。

伊藤児童福祉課長

代表質問のほうでもご質問をいただきまして、病児保育室につきましては、今現在、6名の定員で、職員の体制としましては、保育士が2人、看護師が1名常駐するような格好で人件費を積算させていただいております。それ以外に、定員を超えてご利用いただくケースもございまして、その場合には実績に応じた日数分、臨時職員として保育士を配置する日数をそちらのほうに加えさせていただいております。

ただ、積算の状況といたしましては、今現在、市の嘱託職員の給料で計上させていただいております。実際、二宮病院のほうで指定管理を引き受けていただいております。モニタリングレポート等でご提出をいただいて検証などもさせていただいておりますけれども、特に看護師については、職員配置等で、年次によって給料のお高い方が担当されたり、あと、給料の違いというのがございまして、実際に私どもの嘱託職員の積算の部分との差がございました。

そういった中で、平成23年度まではかなり病院のほうからの繰り入れをいただいておりますが、24年度につきましては、その部分につきましてもかなり改善をいただいております。

あと、26年度からの指定管理の積算につきましては、実際に利用者数もふえておまして、それにかかる経費というのもかなり多くありましたもので、それも多いところに合わせさせていただいて、5年間推計をさせていただいている状況で、前回5年間の限度額は7760万円でしたが、今度お願いをさせていただいておりますのが、限度額8640万という形で、実際に今まで繰り入れをいただいていた部分について、里仁会ともいろいろ協議をさせていただく中で、積算をさせていただいております。

今後も指定管理者のほうで繰り入れをいただくというふうな状況のないように、十分に

経理のほうも見ながら努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

土井数馬委員

限度額を見直して、これでいけるだろうということですが、特に光熱水費なんかも全然取ってないわけですね。恐らく病院のものを使っているんだろうと思いますけども、かなり努力もしてみえて、こういうふうな状況が続いているということですので、平成26年度にもう一園というふうな目標を上げているわけですから、菰野の保育園の例を出してみえましたけれども、そこは病院ではないわけで、病児保育ですから、まず病院に行って診察を受けて、それから預けるのが普通だろうと思うものですから、そういった場合、もう一つつくるにしても、やはり病院に併設したもののほうが安心だし、預けるほうも安心ですし、市としても安全で安心な保育をやっていただけるのではないかと思う中で、やはりこういうふうな実績は、これまでのを見て言っていましたけども、なかなか手を挙げるところが出てこないのではないかというふうな危惧があるものですから、その辺のことも十分に考慮して、債務負担行為ですので、これも5年間このままになるということですので、十分に推移を見ながら適正な指定管理料というのを、これからも見ていっていただかないとだめかなと思いますので、十分に管理をして調査をして、県などとの調整も必要かと思しますので、これからもよろしくお願いをしたいと、要望にとどめておきます。

中森慎二委員

父親の子育てマイスター事業のことでお尋ねしたいのですが、一つは、平成25年度の予算額は145万3000円ということで、前年は400万円ぐらいの予算が上がっていたのですが、この事業に対して25年度予算が大幅に減額されている理由というのは、何か特段あったのでしょうか。財政から減らせと言われたとか何か。

伊藤児童福祉課長

児童福祉課、伊藤でございます。平成24年度につきましては、こちらの6ページのほうに記載をさせていただいておるところの内容のほうの(2)ということで、父親の子育てマイスターの修了者の方の協力を得まして、「父親の子育て情報誌」というのをつくらせていただいております。1万5000部を作成させていただく費用といたしまして200万円を今年度計上させていただいておるところでございます。そういったことで、前年度につき

ましては今年度の予算額を大きく上回っておったところでございます。

中森慎二委員

ごめんなさい、よくわからない。もう一度説明してください。1万5000部は平成25年度の予算案で上がっているんですか。

伊藤児童福祉課長

1万5000部の子育て情報誌の予算につきましては、今年度、平成24年度の予算で計上させていただいております。

中森慎二委員

情報誌の予算分が平成25年度分は少ないということなんですね。わかりました。この事業について、いろいろうちの会派でも意見交換していた中で、父親の子育てマイスター事業なんかに来てくれるお父さんは問題ないのではないかと。そこに来ないお父さんをどうするのかというのが課題ではないのか。この事業がだめだということではなくて、そういう話も少し会派の中でも出ていたのですが、ここに積極的に参画いただくようなお父さん方というのは、今申し上げたようにそう大きな問題、虐待もないだろうし、特段の課題というのは余り感じてないと僕は思うのですけれども、それ以外のところに広く父親の子育てを引きつけていくような事業展開というものは、特段のお考えはないのでしょうか。これを足がかりにしていきたいということだけなののでしょうか。

伊藤児童福祉課長

こちらの事業を足がかりにさせていただきたいというところがございます。養成講座のほうも平成22年に開始をさせていただきまして、今年度で3回目でございます。今年度ご参加いただいた中には、昨年度こちらのほうの講座を受けていただいて、その方が同僚の方に勧めていただいて裾野が広がっているような状況もございます。また、この作成いたします子育て情報誌を母子手帳の配布時などでも配らせていただくという中で、少しでも父親が子育てに関心が持てるようにという形で足がかりにして取り組んでいきたいと考えております。

中森慎二委員

子育てマイスターの認定をされた方々が、その後、どういう活動をしていただくのかというのが一つポイントかなと思うので、その情報誌をつくっていただいているというのも一つなのでしょうけれども、そのマイスターの認定をされた方々との連携だとか、それで終わりですねという話にならないような事業展開をぜひ取り組んでいただきたいと思うし、そういう意味での予算の上積みというのは、必要なものがあれば、情報誌を1回出したから、200万円こしは減りましたという話では、こしは情報誌はもう要らないのかという話にもなりかねないと思うので、この認定された方々の連携、ネットワークを活用していくためには、情報誌の発行というものに恒常的に取り組む必要があるのではないかなと思うので、200万円をこし減らしたということだけでいいのかどうか、その情報誌も一度見せいただきたいと思いますけれども、そこら辺、どうなんですか。平成25年度としてはその発行の必要がないと、単年度で、もう24年度に出したからもういいという話のものなのでしょうか。

伊藤児童福祉課長

子育て情報誌でございます。1万5000部という形で計画をさせていただいておりますけれども、これを長くそのまま使っていくという形のものはありません。情報もいろいろ変わってまいりますもので、陳腐化しないような形で、特に平成25年度のうちに保育園であったり、幼稚園であったり、子育て支援センター、健診時、母子手帳交付時で、25年度、26年度ぐらいで配り終わられるような格好で考えております。そうしますと、次にまた新たな情報誌が、形が変わるかもわかりませんが、つくってまいりたいというふうに考えております。

また、実際認定を受けていただいた修了者の方におかれましては、月1回子育て支援センターのほうで父親の子育て相談を実施させていただいております。そちらのほうにご協力いただいで活動を続けていただくように、また連携をとれるような形で進めさせていただいております。

中森慎二委員

そうすると、毎年その情報誌は更新していくようなものではないと。だから、隔年なり3年に1度の発行の経費が計上されてくるということで、25年度当初には上がっていないの

だ、そういうことなんですね。わかりました。

では、資料として、後で結構ですので、今までのマイスターとして認定された方々の年齢構成とか、そういうデータのなもの、それから、25年度はどれくらいの数を目指しているのか、そこらあたりの資料だけ、後で結構ですのでいただけませんか。それから、その情報誌もお願いします。

樋口博己委員長

じゃ、資料提出をお願いしたいと思います。

伊藤児童福祉課長

情報誌でございます。今年度の作成ということで、3月の中旬ごろに印刷が上がってまいりますので、印刷が上がり次第、資料提供という形でよろしいでしょうか。

中森慎二委員

そのグラミたいなものはないのですか。別にきれいなもの、完成形でなくてもいいのですけれども、どういうものかというイメージが全然ないので。

伊藤児童福祉課長

ございますので、そちらのほうを提出させていただきます。

樋口博己委員長

豊田委員、違うテーマですね。

豊田政典委員

関連、プラスほかのテーマです。

樋口博己委員長

関連だけお願いできますか。

豊田政典委員

はい。子育てマイスターの事業費減については、この見直し事業一覧表に出ていますやんか。この見直し事業ということで、説明でも一般事業経費の見直しということで、事業のやり方や契約の手法を見直すこと、つまり、経費削減に努めたというやつが出てくるはずなんです。ところが、今の話を聞いていると、これでは印刷製本費の減と書いてあるもので、印刷製本の仕方を変えたのかなと思っていたのですが、事業自体の中身がなくなった、来年度はやる必要がないという話でした。これは全然意味合いが違うのではないかと驚いたのですが、その辺はどうなんですか。

伊藤児童福祉課長

大変申しわけございません。見直し事業一覧のほうに事業を見直した形で掲載させていただくところではございましたけれども、事業費自体が減っておったという中で、そういった形での記載となってしまいました。大変申しわけございません。

豊田政典委員

だから、あたかも努力の結果のようにやられると、これ一つ違っていると、ほかのはいかがいと思うので、気をつけてください。

もう少しだけあるんですけど、見直し事業の7ページ、印刷製本費、早く終わるかもわからん。

樋口博己委員長

終わりますか。豊田委員、どうぞ。

豊田政典委員

手話通訳の通訳者の待遇について、決算のときに議論しまして、待遇についてはこの時点で協議中だよという説明がありましたが、決着しましたか。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長、水谷でございます。手話通訳者の方々からは現状どおり臨時職員扱いのままをお願いしますということでございますので、現在も協議のほうは進めております。今度は3月21日にも再度協議をさせていただきますし、来年度も定期的に、大体月に1回

ぐらいのペースでいろんな課題について協議をしていく予定でございます。

豊田政典委員

待遇、身分については、向こうの希望は特別職とかですよね。けど、その希望には沿えないよということで決着したの、向こうも納得したんですか。

水谷障害福祉課長

水谷でございます。先方さん、手話通訳者の方々は、こちらのほうが提示をしております特別職ではなくて、臨時職員のみまをお願いしますということでございます。平成25年度の予算組みもそのような形で予算組みをしております。ただ、処遇改善という面からいけば、手話通訳というのは非常に専門性の高い業務でございますので、特別職というふうな位置づけでこちらとしてはそういうふうな形で改善をしていきたいというふうな思いがございまして、協議のほうをずっと進めておる次第でございます。

以上でございます。

豊田政典委員

そうすると、特別職でどうですかと言ったけれども、臨時職員のみま、公務災害の適用とかを重視したいということですか。少し聞いたのは、交通費とかが十分に支給されなかったり、じゃなかった、ごめんなさい、違ったかもわからない。ただ、今の状態、臨時職員の身分でもいろいろ課題は残っているのだということ聞いたのですけども、その辺はまだ整理ができていないの。

水谷障害福祉課長

一番大きな問題は、臨時職員の身分のみまでご自身の車を使って移動したいというふうな話でございます。しかしながら、公務員の場合は、基本、公用車あるいは公共交通機関を使ってというふうな形になりますので、もしその車を使ってということになりますと、特別職というふうな身分のほうが望ましいのではないかというふうなご提案、あるいは特別職であれば、いろんな保障の面でも、公務員ですので受けられるから、そちらのほうがいいのではないですかというふうなお話はさせていただいているのですけれども、手話通訳を実際されている方々は、特別職という意味合いよりも、一般職としての身分のほうが

いいと。その辺を強く希望されるものですから、その辺のところの課題があって、ずっと協議を進めておる状況でございます。

豊田政典委員

完全に希望と現在と合っていない課題があるとすれば、さらに協議を続けてよりよい方向性というのを見出していただくということをお願いしておいて、最後、きょうの冒頭の中央老人福祉センターの話で、僕は、指定管理の仕様というか、四老連の事務局業務というのが含まれているというところは、まだ決着がついてないつもりでいるんです。最初に言ったでしょう。本来というか、四日市が、市社協がやっている業務であるにもかかわらず、指定管理委託業務として事務局運営というのがあって、仕様書を見ると、平成24年度ですけども、それについても当然それ相応の金が指定管理料に入っているわけでしょう。違うのですか。じゃ、それを確認します。

服部介護・高齢福祉課長

仕様の中に確かに老人クラブ連合会の事務局業務というふうでございますので、入っていると入っているのですが、積算の根拠としてはどれだけというふうなことではございませんもので、そういったことで、入っているのは入っております。

豊田政典委員

だから、どれだけというのがはっきりしてないと問題だと思うし、本来向こうの仕事じゃないですか。向こうの仕事を何で指定管理の中でしてもらおうと書かなければあかんのかというところ、おかしくないですか。

服部介護・高齢福祉課長

確かにおかしいと思います。ただ、業務としては入っているのですが、積算の根拠、ちょっと済みません、老人福祉センター業務の仕様の中には老人クラブ連合会の事務局というのはございますが、その積算の根拠の中に幾らというふうなことは入ってございません。

豊田政典委員

いずれにしても、きちんと区別して、センター業務と、それから四老連の事務局の仕事

とは全く性格が違うわけでしょう。本来どっちがやるべきかというのは違うのだから、そこはきちんと整理してもらって、平成25年度の指定管理に臨むということであればよしとしようと思いますが、僕は本来は修正ものかなと思っていますけども、その辺をはっきり答えていただきたいのと、昨日も石川委員とかの議論があったように特定の人間のセンターじゃないよということで、25年度、26年度からなのか、25年度も同じですから、市社協ですから、その辺の改善をきちんとやっている、指導しているんだよ、もしくは委託ですから指導していくんだよということを明言してもらえば、認めていこうかなと私はと思いますが、どうでしょうか。

市川福祉部長

先ほども私のほうから申し上げましたけれども、業務の整理をするべきという問題意識でございます。豊田委員が言われた老人クラブの事務局の機能と、それからあと、老人福祉センター機能、このあたり、整理をつけて、新しい指定管理に臨ませていただきたいと思えますし、25年度につきましても、そのあたり、心がけて社会福祉協議会とのやりとりをしていきたいというふうに思います。

以上です。

小川政人委員

これから指定管理するんやったら、何もかも指定管理でなくてもええと思うとのやけど、何でもいつときの流れで指定管理にしたんだけど、特定にせなあかんということは指定管理には向いてないのと違うかなと思うわけや。そうすると、そのまま委託でいいのかなと思うところがあるのと、そうやったら、整理ができるし、老人クラブを別に総合会館に事務局を持ってくるとか、別にするとかという話と、そして切り離して指定管理するという話でいくと、両方一緒にやるとるもんでおかしくなるので、だったら指定管理じゃなくてそのままいかせてもええのかなという思いがある。その辺もきちっと指定管理と特定というものの考え方と、もう一つ、全部外して委託にするとかという考え方があると思うので、その辺についてよろしくお願いしたい。要望です。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、これで午前中の質疑を終わりにして、再開は午後1時から福祉部、引き続き質疑をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

12:01 休憩

13:02 再開

樋口博己委員長

それでは、午前中の審査に引き続き、午後の審査を再開させていただきたいと思います。きょうの夕方4時から市立四日市病院の地下水と上水道の件で資料が整いまして審査の予定をしておりますので、それも考慮いただきながら、また、あすは金曜日になりますので、あす、健康部に入るかと思いますが、できればあすいっぱい健康部が終われるという希望は持っておりますが、皆様の質疑に応じて柔軟に対応したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、ご質疑のある方は挙手にて発言をお願いしたいと思います。

もうよろしいでしょうか。

(「1件だけ」と呼ぶ者あり)

伊藤児童福祉課長

児童福祉課、伊藤でございます。午前の審議の中で、中森委員のほうからご指示をいただきました父親の子育てマイスターの養成講座の修了者に関する資料といたしまして、年度別の、年齢階層別の修了者数をこちらのほうに準備させていただきました。

平成25年25名、23年20名、24年16名で、その内訳として階層を示させていただきました。また、25年度につきましては、認定予定者数は20名としておるところでございます。

あともう一つ、ゲラでございます。3月の中旬ぐらいに発行予定になっております「父親の子育て情報誌」でございます。A5サイズで、完成となると28ページになる予定でございます。内容といたしましては、育休を取られた方の体験談から始まりまして、今現在の父親、母親、パパ、ママの意識調査、それと妊娠から出産、それと出産後のおむつトレーニング、トイレトレーニング、食事など、父親がそれぞれ携わっていけるところから携

わっていくという形での構成になっております。

カラーででき上がる予定でございますけれども、今、現状としてこうしたゲラしかございません。大変申しわけありません。よろしくお願いいたします。

樋口博己委員長

保護課のほうはもうちょっとですね。わかりました。

小川政人委員

それからもう一つ、条例をコピーしてと頼んだのは。

樋口博己委員長

今コピーしていますので、済みません。よろしいですか。

今ちょっとこの説明だけさせていただきまして、ご質疑がございましたら。

山口智也委員

マイスターと違うのですけれども、一つだけ確認させてもらいたいと思っています。午前中に戻って恐縮なのですけれども、指定管理について、障害者自立支援施設の共栄作業所ですとかあさけワークス、たんぼぼについてなのですが、特定とする理由で、利用者中心に考えれば、急激な変化が利用者に及ぼす影響が大きいということで、特定にするということの一定の理解はしているのですけれども、ただ、指定管理が続いて、長期間続くことによるデメリットというのもあると思うんです。特にこういう施設については、閉鎖的になってしまって、最近もいろいろ、全国的にも事件になったりということもあったりして、そういうところを心配するのですけれども、閉鎖的になってしまう、そういう可能性がある、こういうことに対する対処というのは何か考えてみえますか。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。昨日も申し上げましたけれども、各施設におきまして、サービス管理運営委員会というのを2回ないしは3回開催をしております。その中には、地域の民生委員さん、それから、場合によったら自治会長さんであったり、ボランティアさんであったり、それから私ども行政の職員、場合によっては県の職員にもお入りを

いただくというふうな形で、保護者の方もお入りいただきますし、利用者さんもお入りをいただいております。その中でいろいろな意見交換をし合いながら、日々サービスの向上に努めておるところでございます。

幸いにしまして、現状、例えば共栄作業所は昭和52年からですので、30年以上ずっと運営をしていただいておりますけれども、例えばある施設では虐待があったとかというふうなことが新聞報道されたりというところがございますけれども、幸いにしてそういったところはございませんし、私どももこれからもしっかりと保護者さん、それから利用者さんの意見を聞きながら、社会福祉協議会と連絡を密にとり合いながら運営を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようによろしくお願いいたします。

山口智也委員

昨日の説明があったことをちょっと抜かしまして申しわけございません。やはりそういった協議の場をしっかり持って行って、行政のチェック体制もしっかりやっていくことも大事だと思いますし、あと、職員の研修体制、そういうのも充実しているのでしょうか。

水谷障害福祉課長

職員の研修につきましても、仕様書の中にもうたっておりますし、それから、障害者に関しましては、非常に法律の改正が著しいものですから、その改正があるたびに私どものほうが出向きまして、職員さんだけではなくて、利用者さんや保護者の方にも新しい法律はこういうふうに変わります、こういうふうな仕組みになりますというふうなところを逐次お伝えをさせていただいております。

また、県におきましても、施設職員に対する研修というのを実施していただいておりますので、積極的にそちらのほうにも参加をするように促しておるところでございます。

山口智也委員

ありがとうございます。

樋口博己委員長

それでは、保護の資料が整いましたので、水谷保護課長から説明をお願いします。

水谷保護課長

午前中に、生活保護における自動車の保有はどうかということで、国の法律なりを示してほしいということでご用意させていただきました。生活保護法は100条余りの法律なのですがけれども、事細かくは書いてございません。国のほうへ地方自治体が質問する形で、その回答が法令の解釈というか、判断基準のようなものになっております。こういう保護手帳にそういうのが書かれているわけです。それをもとに私たちが指導というか、お話をさせていただいております。

その中の資産の活用というところでそういう問答がございます。開いていただいて、148の「通勤用自動車保有」というところで、このような問答がございます。

次のいずれかに該当する場合であって、自動車による通勤以外に通勤方法が全くないか、または通勤することが極めて困難であり、かつその保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として通勤用自動車の保有を認めてもよろしいかという問いに、その細かいものは、障害者が自動車より通勤する場合、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が自動車により通勤する場合、公共交通機関の利用が著しく困難な地域にある勤務先に自動車により通勤する場合、4、深夜勤務等の業務に従事している者が自動車により通勤する場合ということで、お見込みのとおりというところで、よろしいよというふうに国のほうは答えております。

なお、2、3及び4については、次のいずれにも該当する場合に限るものとするということで、1、世帯状況から見て、自動車による通勤がやむを得ないものであり、かつ当該勤務が当該世帯の自立の助長に役立っていると認められること。2番、当該地域の自動車の普及率を勘案して、自動車を保有しない低所得世帯との均衡を失しないものであること、自動車の処分価値が小さく、通勤に必要な範囲の自動車と認められるものであること、当該勤務に伴う収入が自動車の維持費を大きく上回ること、こういうふうな答えがされております。

1の障害者が自動車により通勤する場合以降の2、3、4でございますけれども、四日市におきましては、なかなかこれに当てはまらないというのが現状でございます。

次に、ちょっと次のところを飛ばすのですがけれども、裏面でございます。150ページの「障害者が通院等のため自動車を必要としている場合等の自動車保有」というところで、次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいかというところで、1番、障害

(児)者が通院、通所及び通学のために自動車を必要とする場合、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合。答えとしましては、次のいずれかに該当し、かつその保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3号の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」として、その保有を認めて差し支えない。

1番は、障害(児)者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合、1、障害(児)者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること、2、当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか、または公共交通機関を利用することが著しく困難であり、自動車による以外に通院等を行うことが極めて困難であることが明らかに認められること、3、自動車の処分価値が小さく、または構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの(排気量がおおむね2000cc以下)であること、4、自動車の維持に要する費用(ガソリン代を除く)が他からの援助(維持費に充てることを特定したものに限る)、他施策の活用等により、確実に賄われる見通しがあること、障害者自身が運転をする場合または専ら障害者の通院等のために生計同一者もしくは常時介護者が運転する場合であること。なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

2、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のための自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合。1、当該者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること、2、他方他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、またタクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車による通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること、3、自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの(排気量がおおむね2000cc以下)であること、自動車の維持に要する費用(ガソリン代を除く)が、他からの援助(維持費に充てることを特定したものに限る)等により、確実に賄われる見通しがあること、5、当該者自身が運転する場合または専ら当該者の通院等のために生計同一者もしくは常時介護者が運転する場合であること、こういう条件がございます。

もう一枚目の122ページというところをごらんください。自動車の保有というところで、先ほど読ませていただいた第3の9及び12以外に被保護者が自動車を保有することが認められる場合はどのような場合か、それ以外にありますかと聞いている場合に、答えとして、生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率のいかんにかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。事業用品としての自動車は、当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる場合には、保有を認めて差し支えない。

なお、生活用品としての自動車については、原則的に保有は認められないが、中には保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、実施機関は、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断していく必要があると。一度県なり国のほうに尋ねてほしいということでございます。

もう一回前の資料に戻ってほしいのでございますけれども、149ページの「保護開始時において失業や傷病により就労を中断している場合の通勤用自動車の保有」ということで、新しく認められた部分です。

問として、通勤用自動車について、現に就労中の者しか認められていないが、保護の開始申請時においては失業や傷病により就労を中断しているが、就労を再開する際には通勤に自動車を利用することが見込まれる場合であっても、保有している自動車は処分させなくてはならないでしょうかと聞いている場合に、答えとして、おおむね6カ月以内に就労により保護から脱却することが確実に見込まれる者であって、保有する自動車の処分価値が小さいと判断されるものについては、次官通知第3の2「現在活用されていないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有しているほうが生活維持に実効が上がると認められるものに該当するものとして、処分指導を行わないものとして差し支えない。ただし、維持費の捻出が困難な場合についてはこの限りではない。

なお、処分指導はあくまで保留されているものであり、当該求職活動期間中に車の使用を認める趣旨ではないので、あらかじめ文書により「自動車の使用は認められない」旨を通知するなど、対象者には十分な説明・指導を行うこと。ただし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住している者については、求職活動に必要な場合に限り、当該自動車の使用を認めて差し支えないと。これは三つ目の保有の要件が示されたということでございます。

今のところは、認められるのはこの三つということでございます。

以上です。

小川政人委員

この文書を踏まえると、あのときは認めてもよかったと思うんやけど、何も監督官庁、上部機関に聞いたこともないし、そのままだめやと言っただけの話で、あくまでも本当に保護を受けたかったのは、糖尿病で目がほとんど見えない状態の弟さんが保護を受けたいがためなんだけれども、たまたま1人者同士やで同居しとって、お兄さんが車を持っただけの話やから、それを車を売り払わなきゃ保護してやらんという話にはちょっとならんと思ったけど、これは個別にまた別で相談しましょう。

樋口博己委員長

それでは、保護に関してはよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、他のテーマでご質疑がございます方は挙手にて発言をお願いしたいと思います。

小川政人委員

一つ、これは当初予算資料の62ページの診療所運営費なんだけど、これはこの前請願があったあけぼの学園の診療所の話だよな。それがわかったらそれでええのだけど、そのときに、障害者の治療費もあわせて何とかという、あれは請願文書ではなくて、陳述してくれたときにそんな話が出たと思うんだけど、あの辺、平成26年度から何かの治療費、26年から27年からふやしますやんか、中学生までかなんかあった、あれとあわせてそんなに額も高くないと思うんやけど、切実に障害者の父兄の人たちが困っているという声都在这里、委員会の場に出されたもんで、その辺はちょっと政策的にもう一回、あわせてできるとか、そんなに大した額ではないと思っとるもんで、その辺のことも考えてやってほしいわ。予算にないのに言うたらあかんのやけども、載せてくれないことも文句言わなあかんの。

樋口博己委員長

市川部長、考え方として。

市川福祉部長

そのときの陳述は、結局おっしゃっていたことは、医療に基づくトレーニングの場合は、そのトレーニング、療育が保険の対象になるけれども、医療に基づかない場合は対象にならないというようなお話だったかと思います。現状では、スペースも非常に狭いですし、ちょっとその辺は物理的に不可能なところがあると思うのですけれども、さっきおっしゃった子ども医療費の支給年限、これもまだ推進計画にすら載せられていない話ですので、まだいつからやりますとも何とも申し上げられないのですけれども、こども未来部で検討していくことになりましたが、子ども・子育ての新しい計画の中に位置づけを行った上で、当事者の方のご意見もさらにきちんと聞かせていただいた上で考えていきたい、そういうふうに思います。

小川政人委員

治療費のことは何年度からとはっきり議会で答えたのと違うか。

市川福祉部長

平成26年度から始まります第2次推進計画に位置づけを行った上でという答弁をさせていただいたと思います。それは26、27、28の3カ年の推進計画になりますので、それが何年の部分に載っていくかというのは、まだ今後の、福祉部だけではちょっと決められませんが、その推進計画への位置づけを待つということになります。

小川政人委員

28年にはやるということに理解してええんやね。

市川福祉部長

福祉部の希望どおりに推進計画へ載せていただけた場合、遅くとも28年にはやれるということになります。

小川政人委員

何か本会議の答弁とちょっとトーンダウンしとる。本会議のときの答弁を見てみい、26年度までに推進計画に載せると言っ、それは3カ年やったら28年度が終了であつたら、そのときにはもうできとらなあかんと思つとるんやけど、そこはちょっと私の考え違いかどうかしらんけど、ちょっと違うなと思う。あわせて一緒に考えてほしい。

樋口博己委員長

一度議事録を確認いただいでお願いしたいと思ひます。

村山繁生副委員長

発達障害のこととてちょっと関連して、常任委員会資料の福祉部の12ページの障害者相談支援事業ということ、四日市は自閉症、発達障害の専門の機関がないということ、菰野町のあさけ学園とか、あさけ診療所ですとか、そこが専門で聖母の家のほうからもそちらへ送られとるといふことを聞いたのですが、それは事実ですか。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。あさけ学園につきましては、県のほうが発達障害の相談支援センターとして委託をしております。平成22年度までは第1次の相談もあさけ学園のほうで受けていただいでおったのですけれども、非常に件数のほうがふえてきまして、あさけ学園さんのほうが市のほうからの相談を直接的に受けるのは非常に厳しいということがございまして、県とも相談をしまして、まずは聖母の家のほうで相談を承り、より専門的な相談が必要な場合には、あさけ学園のほうに次の段階として相談を受けていただくというふうな形で、現状、させていただいでおるところでございます。

村山繁生副委員長

今課長が言われたように、すごい相談件数が多いということをお聞きしまして、四日市のほうでもそういう専門的な施設を拡充するとか、そういう施策はありませんか。

市川福祉部長

きのうの説明でも行わせていただきましたが、あけぼの学園に隣接して開設する診療所に、現在、必要なのが児童精神科のお医者さんなんです。これだけ件数がふえてきて、さばき切れなくなってきたという背景には、児童精神科医が全国的に不足しているということがあります。そこに来ていただく先生を、今一生懸命うちのほうも大学とかを訪問させていただいて、医局にお願いを申し上げているところでございます。ですので、第一歩としてあけぼの学園の診療所で児童精神科のまず相談というか、診療を行えるような体制づくりに向けて、今努力をしているところでございます。

村山繁生副委員長

わかりました。あけぼの学園の診療所のほうでまずはやるということですね。わかりました。

それと、一つ確認したいのですが、障害者グループホーム建設補助金ですけれども、これはわざわざ（新）と書いてありますけど、これは平成24年度も4500万円出ているんですね。当初予算資料の67ページですけれども。

水谷障害福祉課長

この（新）というのがちょっと間違っていたかとも思います。わかたけ、平成24年度に施設整備を、2棟計画をしまして、県のほうの採択がわかたけのほうも1棟のみでしたので、その分減額補正をお認めいただきました。新たに25年度、女子棟になりますけれども、このグループホームの建設費の補助金というのを上げさせていただいたということで（新）というふうにつけさせていただいた次第ですけれども、やっぱり誤解……。

村山繁生副委員長

ちょっとよくわからん。

水谷障害福祉課長

申しわけございません。平成24年度におきまして、まずわかたけのほう、2棟の建設費の補助金を計上させていただいたのですけれども、そのうち、1棟しか県のほうからの採択がなかったものですから、さきの11月定例会議会において減額補正をお認めいただいた分でございます。新たに25年度、再度建設費補助金として計上させていただいたという次

第でございます。

村山繁生副委員長

本来は、24年度の事業としていたけれども、できなかったということで25年度に新しく1棟をつくるということですか。

水谷障害福祉課長

そのとおりでございます。

村山繁生副委員長

これはどのぐらいニーズがあるかちょっとわかりませんが、これは四日市として増設していく方向性でいいんですか。

水谷障害福祉課長

大規模な知的障害者の方の入所施設は、もう全国的に、あるいは県のほうでももうお認めをいただけない状況でございます。こういったグループホームあるいはケアホーム、非常に人数的にも、今回7名ということですが、大体7名から10名ぐらいの、こういうふうな形のホームというのを、国、県、市を挙げて施設整備を進めていくという方向でございまして、その流れの中で、今回計上のほうをさせていただいている状況でございます。

村山繁生副委員長

一応ふやしていく方向ということでよろしいですね。

水谷障害福祉課長

はい、そのとおりでございます。

村山繁生副委員長

わかりました。

樋口博己委員長

他にご質疑は。

豊田政典委員

認知症高齢者のグループホーム整備なんですけれども、委員会資料の15ページを見ながら聞きますが、これは11月定例会議会でしたか、補正をやったのは。ですね。あのときに議論があったと思いますけど、圏域が三つに分かれていると、市内ね。特に中地域は飛び地になっていて、いびつな形になっているという話がありましたが、それは県で決めているんですか、どこが決めている圏域でしたか、三つに分けているというのは。

服部介護・高齢福祉課長

この圏域につきましては、市のほうで三つの圏域というふうに決めてございます。市のほうで決めている圏域でございます。

豊田政典委員

それは、例えば人口のバランスを3等分しているとか、どうしてこうなっているんですか。

服部介護・高齢福祉課長

主に人口等もでございます。ただ、それぞれ包括支援センターというのが3カ所まず決まりまして、それに合うような形で三つの圏域というふうな形を分けさせていただいた。

その当時、11月議会でもいろいろご議論いただきましたが、今後は、募集をかけたときに圏域を越えての選考も考えて柔軟に対応していきたいと思っております。

豊田政典委員

だけれども、今回、この15ページのこういう網かけでは、もう内定しているわけですね。そうすると、圏域そのまま内定しているとも読めるのですけれども、内定はいつしたんですか。

服部介護・高齢福祉課長

12月に公募いたしましたして、そして年明けから選考に入りまして、2月に私どもの審議会のほうでご意見をもらって、もうよしとしました。その結果、応募が4カ所ございましたもので、選考というよりも、基準を満たしているかどうかという審査だけでございましたもので、選考になったということでございます。

豊田政典委員

2月に決まったのを、2月6日とは、この資料は早かったですね。それからつくったんですか。

服部介護・高齢福祉課長

そうでございます。ですから、当初予算資料の段階では、まだどこということは決まっておきませんので、そこでは施設名を記入させていただくことができませんでしたもので、11月定例月議会のこともございましたもので、できるだけ皆様にお知らせをしなければならんということで、急遽つくらせていただいた次第でございます。

豊田政典委員

そうすると、さっきの議論に戻りますけど、15ページの2番に表がありますやろ。平成26年度も書いてありますね、1、1、1で。書いてあるけども、これは北、中、南と分かれているけれども、この分け方はもう外すということでもいいの。

服部介護・高齢福祉課長

基本は、やはり各圏域1カ所ずつというふうに思っておりますが、応募の状況、それから応募していただいた事業者さんの、いい計画かどうかというようなことを含めて、圏域は外して認定をしていきたいと思っております。

豊田政典委員

これはまだ内定してないんですね、26年度は。

もう一個、それは関係あるのかどうかわからないのですけれども、特別養護老人ホームの予算が出ていますやん、1カ所ずつ、サテライトと普通のやつと。それもまだない地区にと書いてありますけど、これはこの圏域の話とは全く違うの。まだない地区というのは

どういう地区なのか。

服部介護・高齢福祉課長

それは圏域とは全然関係がございません。行政区単位で、今の15ページの中において、まだ特別養護老人ホームがない地区というのが幾つかございます。それを最優先して、まずは整備をしていきたいというふうに思っております。

豊田政典委員

わかりました。

樋口博己委員長

他にご質疑はよろしいでしょうか。

中森慎二委員

ちょっと考え方として改めて聞きたいのですが、指定管理者の特定という部分の話が今回非常に話題になっていたのですが、社会福祉協議会という人格、性格である団体が指定管理者として応札をするということに対して、今回、特定になりましたので、競争の原理は民間との中で働いてないんだけれども、現実的に四日市市社会福祉協議会には理事長なり、事務局長という市からの部長級の人、あるいは次長クラスの人が派遣されていて、橋本さんは4月に戻った人ですからよくわかってみえると思うんだけれども、しかも、社会福祉協議会というのは市からの委託事業が大勢を占めていて、切っても切れないようなご縁がある団体と、例えば競争の中で指定管理者を争うという話になったときには、ちょっと僕はハンディがあり過ぎるのではないかと。民間の一社会福祉法人からするとね。

だから、そういう意味でも、特定というものがより正しいのではないのかなという思いも少しあるのだけれども、競争の原理をフラットな土壌の中で、一般の福祉法人と社会福祉協議会と用意ドンで競争して、応札しなさいという話になったときに、ちょっとなじみにくいのではないかと僕は思うんです。人の派遣から、事業を委託しているような背景も含めて。そこら辺というのはどうなんですか。老人センターの話はちょっと別に置いたとしても、そういう意味においても、特定のほうがなじみやすいのかなという気がするのだけれども、そこら辺のお考えがあったら、橋本さんは特に戻られたばかりなので思いがあ

るかも知れませんし、お聞きできたらありがたいと思います。

橋本福祉部理事兼社会福祉事務所長

中森委員が言われるところの特定の競争といいますと、一般の社会福祉法人に比べて有利ではないかというお話でしょうか。

中森慎二委員

はい。

橋本福祉部理事兼社会福祉事務所長

確かにいろんな部分で独自にやられている社会福祉法人といろんな部分で補助とか業務委託、特定でいろんな仕事をもらっている部分とは、基本的には有利か不利かというところであれば、有利なところもあるかと思いますが、それぞれの社会福祉法人の役割もございますし、市社協の役割という部分で、特定という部分で配慮していただく部分もあるのかと思うのですけれども、どちらの立場でお答えしたらいいか、ちょっと言いにくいところなのですけれども、市の社協としてはやっぱりその役割、社協としての役割で受けていかないかるところもあると思うのですけれども。

中森慎二委員

今指定管理者を出しているもの以外に、例えば新たなものが発生したとして、そのときに、民間の福祉法人、もしも私が個人的に社会福祉法人をやっている、特定じゃない指定管理者の公募が出たときに、社会福祉協議会との競争に立ち至ったとき、部長級の人まで理事で行っていて、事務局長だって市から行っているじゃないかという、そういう団体とフェアに指定管理の応札に入ること自体が、ちょっとナンセンスじゃないのという感覚を一般的にとるんじゃないかと思うんですよ。

そういう意味で、よほど社会福祉協議会を指定管理に競争で争われるような場面、出てくる場面というのはよくよく考えていかないと、特定と、大げさに言ったら業務委託という選択肢も僕はあると思うんだけれども、そういう部分をよく考えていかないと、ほかの、例えば市営の駐車場の指定管理とはわけが違う話なので、そういうところをよくよく考えて、同意して今回の選択になっているのかということを考える必要が僕はあると思うので、

あえてここで申し上げているんだけど、部長、何かお考えがあったら少し聞かせてください。

市川福祉部長

中森委員が言われたことは、本当にそうだと思います。例えば公立の保育所と私立の保育所でいきますと、公立の保育所は、より、例えば障害であったり、いろんな支援が必要なお子さんを公立で受け入れると。私立のほうは特別保育ということで、一定の利益面にもきちんとかペイできるような配慮をいたします。

同じように、社会福祉協議会については、市からもちろん事務長を派遣しているということもありますし、あと、補助金を出しているということもありますので、より公益性が高いといいでしょうか、普通の社会福祉法人では手が出しにくい分野、これについて担っていただくべきなのかなというように自分自身の中では思っております。

今後も、先ほど小川委員のほうから委託という選択肢もあるのではないかというふうにもおっしゃられました。これは全庁的な問題かなと思うのですが、一時、何かから何までとにかく指定管理というような流れがある中、福祉部としてもどうしても出さなければいけないという形で指定管理というのを選択してきたというのがありますが、一定の年月がたって、総務省のほうでも指定管理のあり方についての見直し等々が行われようとしております。市としても、どの業務が指定管理にふさわしく、どれが直営、委託がいいのか、あるいは特定でいくべきなのか、競争でいくべきなのか、そのところは福祉部としてもやはり一定のガイドラインというのを持つべきかなと思っておりますし、今後、そのような考え方をもちながら整理をしていきたいと思っております。

以上です。

中森慎二委員

ぜひそういう考えをお願いしたいと思うんです。指定管理の期限が切れたから、今までそうだったから、また継続していくという考え方だけではなくて、福祉事業、福祉業務の特異性というものが、ほかの一般行政のものとは少し違うというふうに思うので、それと、市社協との関係度というものが、指定管理者の事業者としての立ち位置がどうなのかということも十分含めていただいた上で、それが特定がベターなのか、あるいは委託がベターなのか、その上でも競争というものの応札システムがいいのかということもきっちり整理

していただいた上で議会に提案していただきたいと思いますので、ぜひそのところに心を置いていただいて、これからの部分についてお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

樋口博己委員長

それでは、ご質疑も出尽くしたように思いますので、討論、採決へと進めたいと思います。

それでは、討論のある方は挙手にてお願いしたいと思います。

(なし)

樋口博己委員長

討論はなしということで、それでは、採決に移りたいと思います。

議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費中関係部分、第2項児童福祉費中関係部分、第3項生活保護費、第4項災害救援費、第6項介護保険費、第2条債務負担行為(関係部分)につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費中関係部分、第2項児童福祉費中関係部分、第3項生活保護費、第4項災害救援費、第6項介護保険費、第2条債務負担行為(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

続きまして、議案第9号平成25年度四日市市介護保険特別会計予算につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認め、可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第9号 平成25年度四日市市介護保険特別会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、引き続き福祉部関係の補正予算のほうに入りたいと思います。

議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第7号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費中関係部分

第2項 児童福祉費

第2条 繰越明許費(関係部分)

議案第33号 平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第2号)

樋口博己委員長

議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第7号)につきまして、また、あわせて議案第33号平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきまして説明を求めたいと思います。

資料の配付がございますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

資料は届きましたでしょうか。

それでは、説明をお願いしたいと思います。

橋本福祉部理事兼社会福祉事務所長

福祉部理事、橋本でございます。続きまして、議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算（第7号）、第1条歳入歳出予算の補正の歳出第3款民生費に係る部分及び第2条の繰越明許費並びに議案第33号平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

平成24年度におきまして、予算の補正及び繰り越しをお願いするものでございます。私のほうから全体についてご説明させていただきます。続きまして、各事業を関係課長からご説明させていただきます。

予算書につきましては、一般会計の予算補正、平成25年2月の補正予算書（2）の36ページから37ページに、繰越明許につきましては同じく10ページに、また介護保険特別会計補正予算につきましては、同じく129ページから139ページに記載の部分でございます。説明につきましては、平成25年度2月の市議会定例会議会予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第7号）、介護保険特別会計補正予算（第2号）福祉部、この資料を使わせていただきます。

資料1ページをごらんいただけますでしょうか。

樋口博己委員長

済みません、全体の説明は大体何分ぐらいで。

橋本福祉部理事兼社会福祉事務所長

もうすぐで終わらせていただきます。申しわけございません。

樋口博己委員長

わかりました。

橋本福祉部理事兼社会福祉事務所長

民生費の補正額は、項目2に記載いたしました2億1697万4000円の減額でございますが、福祉部関係は項目1に一覧表にお示しさせていただきました4件の増減でございます。合計は1億8490万円の減額をお願いするものでございます。

繰越明許につきましては、項目3に記載いたしました老人の施設と障害の施設、2施設

の建設が遅れております。これの繰り越しをお願いするものでございます。

事業につきましては、各課長のほうからご説明させていただきまして、介護保険のほうも引き続き説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

村上福祉総務課長

福祉総務課の村上でございます。よろしくお願いいたします。福祉総務課からは4件のうち3件、いずれも扶助費の関係でございます。例年11月あるいはこの2月定例会議会で補正をお願いしているものでございます。福祉部予算常任委員会資料の2ページ、子ども医療費助成からご説明をさせていただきます。補正予算書のほうは36ページ、37ページ、社会福祉のほうになります。

子ども医療費助成事業でございますけれども、小学校を修了するまでの間、医療保険適用診療の自己負担分について助成するものでございます。

2の内容欄に記載のとおり、受診の実績が増加したことによりまして、増額補正を行うものでございます。予算現額、マルAでございますけれども、6億1000万円に対しまして、年間所要見込額、マルBでございます、6億9850万円で、3に記載のとおり補正予算額8850万円をお願いするものでございます。

なお、この補足といたしまして、先ほどお配りをさせていただきましたA4横書きの資料でございます。右肩のほうに補正予算補足説明資料と書かせていただいております。一番左の列でございますけれども、平成24年度当初予算の算出根拠を書かせていただいております。小学校の就学前、それから小学生、これは平成23年9月実施分からでございます。合わせて6億1000万円の予算でございます。

その次の列には、平成24年度、これまでの実績を4月から順に書かせてもらっております。その一番右側の列につきましては、参考といたしまして、23年度医療費助成の実績を書かせてもらっております。

24年度の当初予算の見込みに当たりましては、特に内訳の小学校のところでございますけれども、平成23年度の秋以降に予算編成を行うに当たりまして、まだ実績が出ていない中で、年間を見込むということではなかなか難しいところもございました。それと、今年度も各月によってかなり医療費の額に差がございます。これは例えばインフルエンザ、例えばノロウイルスといった感染症の流行であるとか、季節性の疾患などによって変動がございます。こういった中でなかなか見積もりが難しかったということで、特に小学生の部分

の見積もりが少し足らなかったということで、今回8850万円をお願いするものでございます。

福祉部予算常任委員会資料に戻っていただきまして、1枚飛んでいただきまして4ページをごらんいただきたいと思います。児童手当でございます。こちらも補正予算書は同じく36ページ、37ページでございます。

児童手当につきましては、当初予算のご審議の折にも触れさせていただきましたけれども、2の内容欄に記載のとおり、児童福祉法が改正されまして、本年度4月からこれまでの子ども手当から児童手当が支給されることになりまして、6月支給分からは所得制限も導入をされました。減額補正の主な理由でございますけれども、この所得制限額以上が対象となります特例給付受給者が当初の見込みを上回ったこと等によりまして、1カ月当たり5000円あるいは1万円減額となる受給者がふえまして、年間所要見込額が当初予算を下回ったということでございます。予算現額59億5600万円に対しまして、年間所要見込額、Bでございますけれども、57億1490万円で、補正予算額に記載のとおり差し引き2億4110万円の減額補正をお願いするものでございます。

こちらは、少し特例給付の方々の人数が減ったということにつきまして、先ほどA4横書きの1枚めくっていただきました2ページ目に、今年度のこれまでの既執行分の状況もお示しをさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思いますけれども、平成24年度当初予算の見込み4万4500人の受給児童数に対しまして当初予算を見込んでございます。既執行分につきましては、児童手当と申しますのが、年3回、6月、10月、2月に前月までの4カ月分を支給するという定時支給と、異動等に伴う随時支給がございますけれども、既執行分のうち2月分から5月分についてこういった実績が出ております。

所得制限額以上については斜線を引いておりまして、6月受給分からここが発生してくるということでございます。6月分から1月分の実績は記載のとおりでございます、計がございます。今後の年度内転出に伴います随時支給の見込みを入れまして、総額57億1490万円を見込んだということで、所得制限額以上を、当初1000人程度というふうに見込んでおったところが、現実には3000人程度出てまいったということで補正をお願いするものでございます。

それから、福祉部予算常任委員会資料の5ページでございます。児童扶養手当でございます。

児童扶養手当につきましては、母子家庭、父子家庭等の生活の安定と自立を助けまして、

児童福祉の増進を図ることを目的に支給するものでございます。

2の内容欄に記載のとおり、全部支給、これは月額4万1430円、一部支給につきましては、所得に応じまして9780円から4万1420円で、第2子以降につきましても加算がございます。予算現額10億8849万4000円に対しまして、年間所要見込額、マルBでございます、10億7949万4000円、これにつきましては、執行の率99.2%ということで、精査の結果、差し引き900万円を減額するというので、特段の理由ということよりも、精査の結果、0.8%でございますけれども、これを減額補正するというものでございます。

説明は以上でございます。

伊藤児童福祉課長

児童福祉課の伊藤でございます。私のほうからは母子家庭自立支援給付金事業について説明をさせていただきます。委員会資料、ページが戻りまして申しわけございません、3ページのほうをごらんください。

科目といたしましては、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、社会福祉振興費の母子家庭自立支援給付金事業になっております。

この事業は二つの事業に分かれておりまして、一つとしては、高等技能訓練促進費で、母子家庭の経済的自立に効果が高い資格の養成機関での2年以上の修業に対しまして、修業期間中の生活の不安を軽減し、資格取得を促進することを目的に母親の自主的な能力開発の取り組みを支援するもので、対象となる資格といたしましては、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などがございます。

二つ目は、自立支援教育訓練給付金でございまして、ホームヘルパー2級や医療事務など、就職に役立つ教育訓練講座の受講が修了したときに支給する給付金でございます。

補正をお願いする主な理由といたしまして、高等技能訓練促進費の新規申込者を昨年並みの17名見込んでおりましたが、5名と大きく下回りました。また、年度途中での市外からの転入者はお一人ございましたけれども、市外への転出、または退学、休学による辞退者が3名発生いたしました。

継続者と合わせまして57人見込んでおりました受給対象者につきましては、制度改正により、従来月額14万1000円であった支給額が、平成24年度の入学者から月額10万円に、また、通信制が原則対象外となってしまったこともございまして、見込みが甘く、38人となったことから、補正をお願いするものでございます。

補正予算額といたしましては、当初予算の8105万5000円に対しまして2330万円の減額をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。介護・高齢福祉課分について、繰越明許につきまして説明をさせていただきます。同じく予算常任委員会資料、一般会計補正予算をごらんいただきたいと思います。6ページをごらんいただきますようお願いいたします。その他、補正予算書につきましては、10ページに掲載をしております。

6ページ、内容についてでございますが、特別養護老人ホーム建設費補助金について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

これは、平成24年度当初予算でお認めをいただきました社会福祉法人栄光会が羽津地区に進めております特別養護老人ホーム施設の完成が遅れるため、本年度に補助金の執行ができないため繰り越しをお願いするものでございます。

なお、当施設はこの後、障害福祉課長が説明いたします障害者の方を対象とした生活介護事業を含む複合施設でございますので、同時着工が必要でございました。その結果、両施設とも完成が遅れました。完成が遅れる具体的な理由については、工事を進めていく上で、底地の地下に以前あった施設の基礎くいが埋もれており、その撤去に時間がかかった等のことが理由でございます。

なお、平成25年の4月末には完成予定である旨の報告を受けております。

私どもからは以上でございます。

水谷障害福祉課長

障害福祉課長の水谷でございます。同じく資料の方、7ページをごらんいただきたいと思います。

生活介護型のこの事業所でございますけれども、先ほど服部介護・高齢福祉課長が申し上げたとおり複合型の施設でございます。全く同じ建物の1階の一部が障害者の生活介護型の事業所として開設予定でございました。しかしながら、国、県の補助を受けての施設整備でございますけれども、今回、東日本大震災の関係で、障害者のほうの施設が主に東日本を中心に施設整備がまず進められた結果、例年ですと、4月の頭には、国から県を

通じて施設のほうに内示がなされるのですけれども、今年度に限っては、7月2日付、約3カ月遅れでの内示でございました。それから、すぐに法人のほうで着工をしていただき、3月末に予定という段取りだったのですけれども、地中障害物が発生したということで、おおむね1月ほど工事完了が遅れるという事態に陥ってしまった状況でございます。

したがいまして、この繰越明許の設定をさせていただいた次第でございます。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。引き続きまして、委員会資料8ページで、議案第33号平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。予算書は129ページから139ページに掲載してございます。

今回の補正は、歳入歳出とも1万8000円の増額補正をお願いするものでございます。歳入歳出とも介護サービスの支払いが不足をしたときに備えて、65歳以上の方の介護保険料の余剰分を積み立てている介護給付費準備基金というものがございます。それにかかわることでございます。

補正の内容は、歳入で介護保険給付費支払準備基金から生じます運用益が当初予算を上回ったことによる、その分の増額でございます。また、歳出では、その増額分をこの基金に積み立てるために、歳入がふえた分を増額しないと、積み立てができないため、1万8000円を増額し、計4億1900万円余を積み立てるものでございます。

なお、平成25年3月末には、この基金残高は7億5349万円余となります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

樋口博己委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、委員の皆様からご質疑がございましたら、挙手にて発言をお願いしたいと思います。

村山繁生副委員長

ちょっと簡単な確認ですけれども、母子家庭の自立支援給付金事業で、自立支援教育訓

練給付金の対象となる講座は、ホームヘルパーと医療事務などと書いてありますが、ほかに何かあるんですか。

伊藤児童福祉課長

児童福祉課、伊藤でございます。ほかにも対象となる講座はありますけれども、ここ数年、そういった講座のご利用はないということで、ことしもホームヘルパーが2件と医療事務が1件でございました。ご申請をいただければ、その講座が該当に当たっているかどうかという形で、そちらのほうも調べさせていただいて対応させていただいているところでございます。

村山繁生副委員長

対象者がいなかったということですか。あるとすれば、どんな講座があるんですか。

伊藤児童福祉課長

今、ほかに該当する講座は、すぐにどんなものかというのは、ここ数年ありませんでしたもので、申しわけございません。

村山繁生副委員長

結構です。

小川政人委員

6ページ、7ページだけど、ようわからんで教えてほしいんだけど、1カ月でも繰越明許せなあかんというけど、年度ちょっとぐらいたいでもよかったと思うとったけど、これはどうなんですか。全然あかんのですか。

町田福祉総務課副参事兼課長補佐

地方自治法で、会計年度が4月1日から3月31日と定められておりますもので、それを繰り越しての執行というものが認められておりませんもので、補助金の閉鎖確認、そちらのほうで年度をまたぐ場合は繰越明許をするということになっております。

小川政人委員

わからんけど、土木工事なんかは、3月31日以降の完成でもやっと思ったけど、やってないですか、絶対。

町田福祉総務課副参事兼課長補佐

前職は会計管理室におりましたので、支払いを見ておったのですが、年度を越しての完成というものは、私、9年おりましたが、一度も見たことはございません。

小川政人委員

会計的に先に払っただけで、工事は遅れとったというのはあらへんか。多分、去年、おとし、西富田のほうで河川改修工事をしてあって、工事期間内にできるのかといたら、できません、ちょっと遅れますとって、4月何日までにはできると言ったけれども、会計と現場の検査とは違うのか。わかった。それはまた調べておくわ。

石川勝彦委員

児童福祉課長にお尋ねしますが、これは8000万円の予定が、減額が2300万円と大きいですね。内容として、理由として、新規申込者が下回った、あるいは転出、退学、休学など辞退者が出たということですが、実績見込みが余りにも少ないということ、備考欄の月額14万1000円が10万円になったからという理由もあるのかもしれないけども、この給付金事業というものは過去からあろうかと思えますけれども、この事業に対する需要が根本的になくなったのか、それともPRが不足していたのか、どちらか。

伊藤児童福祉課長

件数が少なくなったことの一つの大きな要因といたしましては、今まで通信制の場合、対象とさせていただいておったものが、通信制を原則通学という形に変わってまいりまして、通信制が対象外になってきたということで、ご利用がその分減ってきたというのが大きな要因の一つでございます。

PRが十分であったかということ、PRについても、今後努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

石川勝彦委員

通信制が減ったということは、前年度までは通信制が認められとったわけか。なぜ通信制がなくなったんですか。そのことによって、こういうような状況になっていたということは、わかっていてこれだけの減額補正にならざるを得なかったということ、その辺の経過というののはわかりにくいだけれども、説明ください。

伊藤児童福祉課長

平成24年3月30日付で「母子家庭自立支援給付金事業の円滑な運営について」ということで厚生労働省のほうから県、指定都市、中核市のほうに出ている文書でございます、直接私どものほうには届いていない文書ではございます。この中に、ちょっと読ませていただきますと、「高等技能訓練促進費等事業等の実施について」ということで、この中に通信教育によるものは通信制を原則とすることから、養成機関が遠隔地にあるため、通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合に限るということで、ただし、平成24年3月31日までに修業を開始したものについては、この限りではないという形で、平成23年度までは対象となっておりますが、24年度から、原則通学という形で対象から外れたということが大きな要因でございます。

石川勝彦委員

対象となる資格が、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等、これは今の時代にどうしても必要な、人をふやさなくちゃいかんような事業なのに、どこに目をつけているのか、結局、通信制をやめて、通学しかいかんというようなことで、該当する都市においても同等の傾向があるんじゃないかと思うんですね。どこの市でも減額補正しているというような状況ね。

ということは、大事な部分が、いわゆる分母というか、受け皿になるところの分母になる看護師以下、これだけのライセンスを持つ者が減ってくるということは、施設自身もふやせないということもあるし、増設しにくいし、新設もしにくいということですね。こんなことが、国のほうで、これは各自治体の実態というよりも、もうこういう時代に向かって、どんどん加速しておる状態でしょう。それやのに、そんな状態にするということは、いかにもおかしいよね。何も言わんと済ませて、ああ、そうですかで、減額補正で、はい、はいというの、私たちもやっぱりこのまま、ああ、そうですかで済まされん部分があり

ますね。そういう点は、当事者として何も感じなかったですか。

伊藤児童福祉課長

確かに石川委員のご指摘のとおりでございます。担当する者としても、この事業につきましては、かなりたくさんの方がご利用いただいているという状況がここ数年続いておったところでもございます。そういった中で、ご利用者がふえていないということで、これはなぜやということで、初めてわかってきた次第もございまして、情報を取るのが非常に遅かったということで、大変申しわけございません。何分にも、この事業につきましては、国、県の予算に基づいた制度でございます。それについて、なかなか市のほうでできないというのが現状でございます。

石川勝彦委員

今後、どうしてもこの対象となる資格者は必要なんですね。通学ということで、それを徹底していただいて、同じ事業が新年度においてもあるとするならば、こういうことのないように、ぜひとも、増額補正するならわかるけれども、減額補正というのは、ましてこれだけの金額を減額補正するというのは、好ましいことではないと思いますので、今後に向けてひとつ十分PRしていただいて、福祉の現場において、不足する、そういうライセンスを持たなくちゃならない者がいないということは、機能を果たせないということですね。だから、その点を考えて、今後に向けて積極的に、通学のできるような対応をPRしていただいて、増額補正ができるような体制をとっていただければというふうに思います。

山口智也委員

関連です。自分もこの高等技術訓練促進費に関しての相談を1件受けたことが以前にあるのですけれども、制度のPR、徹底していくべきだというふうに石川委員がおっしゃったように思うのですけれども、これは実際、母子家庭の方が相談に見えて、自分から看護師を目指してあるんやとか、介護福祉士を目指してあるんやということで、自分からおっしゃって、こちらからこういう制度がありますよということなのか、そういうのは全くなく、なかなか生活自立が難しいというところで、行政の側から看護師等、こういう制度があるから目指したらどうやというようなアドバイスをすることもあるかなと思うのですけれども、この辺の実態だけちょっと教えてもらっていいですか。

伊藤児童福祉課長

母子自立支援員が相談に携わっておりまして、その方その方の、お母様のケースによって、やはりその辺は異なってまいります。お話をお聞きする中で、生活をもっとということであれば、こういった制度があるので、ぜひご利用いただいてというふうなこともあるうかと思えます。ケース・バイ・ケースでやはり異なってまいります。

山口智也委員

私も石川委員のおっしゃったように、看護師にしても介護福祉士にしても必要な分野ということもあって、それぞれのケースによってだと思えるのですけれども、こういう制度の周知というのはしっかりやっていただければと思います。

以上です。

樋口博己委員長

他に質疑はよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、質疑も出尽くしたようですので、討論へと移りたいと思います。

討論のある方は挙手にてお願いしたいと思います。

(なし)

樋口博己委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議案第28号平成24年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費中関係部分、第2項児童福祉費、第2条繰越明許費(関係部分)及び議案第33号平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第2

号)につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ご異議なしと認め、本件は原案どおり決するものとします。

[以上の経過により、議案第28号 平成24年度四日市市一般会計補正予算(第7号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費中関係部分、第2項児童福祉費、第2条繰越明許費(関係部分)及び議案第33号 平成24年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、これで福祉部の審査を終わりたいと思います。

所管事務調査で何かご提案がございましたら。

(なし)

樋口博己委員長

なしということで、これで福祉部関係の審査を終わりたいと思います。

理事者の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、委員の皆様におきましては、理事者の入れかえ等もありますので、2時半から再開をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

14:15 休憩

14:36 再開

樋口博己委員長

それでは、予算常任委員会教育民生分科会の健康部における審査に入りたいと思います。
それでは、中濱健康部長、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

中濱健康部長

健康部でございます。よろしくお願いいたします。

新年度に向けまして、健康部といたしましては、市民が支え合い、健康で自分らしく暮らせるまちを目指しまして、その取り組みを推進するための総合的な予算を組ませていただきました。ご審議方、よろしくお願いいたしますと思います。

本日は、一般会計及び特別会計の当初予算分、それから、その補正及び協議会、その他の所管事務調査、いろいろお世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。

また、保健所長の河合理事でございますが、本日、ちょっとけがのため欠席をさせてもっておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、担当の課長から逐次説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

議案第1号 平成25年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費中関係部分

第5項 国民健康保険費

第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第3項 保健所費

第10款 教育費

第1項 教育総務費中関係部分

第2条 債務負担行為（関係部分）

議案第3号 平成25年度四日市市国民健康保険特別会計予算

議案第10号 平成25年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算

樋口博己委員長

それでは、議案第1号平成25年度四日市市一般会計予算、第1条歳入歳出予算及び第2条債務負担行為、そして、議案第3号平成25年度四日市市国民健康保険特別会計予算及び議案第10号平成25年度四日市市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、一括して説明を求めたいと思います。

加藤健康部次長兼健康総務課長

よろしく願いいたします。健康部の来年度の主な事業と先般の議案聴取会におきましてご請求いただきました資料につきまして、当初予算資料、それと別とじの予算常任委員会の教育民生分科会追加資料、こちらの資料を中心に順次説明をさせていただきます。

まず、健康総務課が所管する事業につきまして説明をさせていただきます。

当初予算資料73ページをごらんいただきたいと思います。

健康総務課所管の主要な事業といたしまして、地域医療推進事業、これについてご説明を申し上げます。

この事業につきましては、市民が希望する場所で療養やみとりが選択できるよう、在宅医療も含めた環境整備を推進することを目的としております。24時間365日の在宅医療体制を推進して、市民が安心して療養生活を送ることができるよう、訪問看護師養成研修等これまでの取り組みに加えまして、平成25年度は新たに、内容の(1)にございますように24時間365日在宅医支援病床確保事業から、(2)病院看護師在宅医療派遣研修事業、この二つの事業を実施してまいります。

このうち、(1)の24時間365日在宅医支援病床確保事業につきましては、別とじの追加資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

この事業は、在宅患者の急変時におきます受け入れ体制につきましては、市内の三つの基幹病院でのルール化が進む中で、在宅医療をさらに推進していくためには、そういった緊急時以外の必要時に在宅患者を入院させることができる体制の整備が必要ということから、基幹3病院以外の市内の医療機関におきまして受け入れ先をあらかじめ確保することで在宅医の負担の軽減、それによります在宅医療に携わろうとする医師の確保、あわせま

して、在宅医療を希望する市民の安心を確保しようとするものでございます。

事業の内容といたしましては、一般病床のある病院及び診療所が、在宅の主治医からの依頼によりまして、本来療養病床で受け入れるような急性疾患以外の在宅療養患者を受け入れた場合に、その受け入れ医療機関に生じる利益差相当分、入院1日当たり1万4000円を助成するものでございまして、平成27年度までの3年間、モデル事業として実施をしてみたいと考えております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。四日市市歯科医療センターについて資料請求を、先般の議案聴取会でいただいております。

この歯科医療センターにつきましては、平成9年度より障害者の方に対する歯科診療と年末年始の応急歯科診療を行う施設として開設をしたものでございまして、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、四日市歯科医師会が管理・運営を行っております。

障害者の歯科診療につきましては、歯科医師、歯科衛生士等11人から13人の体制で行っておりまして、また、応急の歯科診療につきましては、6人から8人の体制で診療を行っております。

なお、平成21年度から23年度までの3年間の事業実績及び事業収支につきましては、記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。四日市医師会等連携推進補助金の見直しについて資料請求をいただいております。四日市医師会等連携推進補助金、いわゆる三師会への補助金につきまして、その内容を精査いたしまして、事務費補助金、これは補助率100%の部分になりますけれども、この部分の交付対象につきましては、市からの委託事業と依頼業務に係る代替事務であるということから、委託料として予算を計上いたしまして、地域連携補助金、これは補助率50%の部分でございますけれども、この部分のみ補助金として残す、そういうことで見直しを行ったところです。

これまで、市からの委託事業には、この三師会の事務経費が含まれていないことから、新たにこの経費を委託料として予算計上することとしたものでございます。

また、市からの依頼業務に係る三師会の連絡であるとか調整等に必要な事務経費につきましては、精査の上、新たに一括して業務委託として予算計上をすることとしたものでございます。

地域連携補助金、補助率50%の部分につきましては、新たな補助金交付要綱を設けるこ

ととしております。

なお、補助金見直し内容につきましては、平成24年度と25年度の比較によりお示しをさせていただきますので、ご参照をいただきたいと思います。

健康総務課は以上でございます。

藤田健康づくり課長

健康づくり課、藤田でございます。健康づくり課の事業につきまして、当初予算資料につきましては74、75ページ、それと予算常任委員会資料、健康部となっておりますものにつきましては、2ページ及び3ページ、そして予算常任委員会教育民生分科会追加資料につきましては、4ページから7ページでお願いしたいと思います。

まず、当初予算資料の74ページでございます。検診事業・がん検診推進事業についてご説明申し上げます。

がんにつきましては、本市の死亡原因の第1位でございます。死亡者の約3割ががんで亡くなっておりますが、がん検診を受診することによりまして、早期発見し、早期治療することで、死亡率を減少させることを目的といたしまして、がん検診を実施いたしております。

今年度につきましても、死亡率の減少効果が証明されております胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がん、この五つの検診を実施するとともに、乳がんと子宮頸がん、大腸がん検診につきましては、無料クーポン券を配付いたしまして、がん検診の啓発と受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、検診を受けた後、精密検査が必要と判断された人に、医療機関を受診して、早期にがんが発見できるよう、医療機関と連携を密にして、精密検査の受診啓発を行ってまいりたいと考えております。

予算額につきましては、受診率の増を見込みまして、前年度から2800万円増の4億1100万円余を計上させていただきます。

追加資料のほうの5ページをお願いしたいと思います。

がんの受診状況といたしまして、要精密検査者数、精密検査受診者数、がん発見数を検診ごとに平成22年度、23年度の実績をお示しいたしております。欄外の一番下の行にございますように、平成24年度から、精密検査の結果把握数をふやすことを目的といたしまして、医療機関の協力を経て、精密検査の受診結果の調査を始めたところでございま

す。

また、当初予算資料75ページにお戻りいただきたいと思います。健康ボランティアの養成事業でございます。

予算額として199万円を計上させていただいております。この事業は健康づくりが身近な場所で実践できるよう、健康ボランティアと地域の関係団体が協働いたしまして、自主的な健康づくりの取り組みを促進いたします。健康ボランティア養成のほか、地域での健康づくりの情報交換会でありますとか、活動団体を対象といたしましたスキルアップ研修を実施してまいります。

また、追加資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

「健康ボランティア養成等について」ということで、生活習慣病でありますとか、介護予防を進める上におきましては、運動と食生活というのは密接に関連をしていることから、運動の実践並びに食生活改善の健康ボランティアを養成しておるところでございます。

健康ボランティアにつきましては、運動を行いますヘルスリーダー、そして、ステキ健康サポーター、それと、食生活改善を行いますヘルスメイト、以上の3種類がございまして、登録者といたしまして、平成24年4月現在、合計で551名の方に登録をさせていただいております。

また、平成24年度の養成講座を実施いたしました結果、運動実践において57名、食生活改善において32名、合計89名のボランティア登録をさせていただいたところでございます。

ボランティアの活動内容といたしましては、公園での運動教室や地区の関係団体との協働事業を行っておりまして、平成23年度の実績といたしまして、3万人を超える市民の方の参加をいただいております。今後も健康づくり活動を浸透させる取り組みを行ってまいりたいと考えております。

またちょっと資料を移らせていただきまして、予算常任委員会資料2ページでございます。こども未来部へ移行する主な母子保健業務をごらんいただきたいと思います。こども未来部に移行いたします主な母子保健業務として4業務を挙げさせていただいております。

資料のほうはよろしいでしょうか。

樋口博己委員長

はい、お願いします。

藤田健康づくり課長

では、続けさせていただきます。

まず、妊産婦乳幼児健康診査事業でございますが、医療機関と妊娠期から連携いたしまして、育児支援の必要な保護者でありますとか乳幼児を早期発見いたしまして、子供が健全に発育・発達できるような適切な相談支援を行ってまいりたいと考えております。

2番目のこんにちは赤ちゃん訪問事業でございます。これはNPO法人の体験ひろばこどもスペース四日市という団体と協働いたしまして、生後4カ月までの乳児の家庭訪問を行って、子育ての情報でありますとか、継続的な支援を行ってまいりたいと考えております。

これに付随して追加資料の要求をいただきました追加資料4ページのほうをお願いしたいと思います。「こんにちは赤ちゃん訪問事業について」でございます。

訪問の内訳といたしまして、平成23年度で説明をさせていただきますと、4カ月までにNPO法人の職員が2275人、保健所職員が508人、合計2783人の訪問を行っております。全体の約95%を4カ月までに訪問をしておるところでございます。

長期の里帰りでありますとか、未熟児でお生まれになった場合については、4カ月を超えて、以降に訪問したり、あるいはご不在の家庭もございますので、電話でありますとか、4カ月健診の状況で全部の赤ちゃんを把握しておるところでございます。

また、戻っていただきまして、予算常任委員会資料の2ページの3番の育児支援事業（相談、訪問指導）でございます。

育児支援事業につきましては、乳幼児を対象といたしまして、年間22回、発育・発達、育児、栄養等の育児相談を開催してまいりたいと考えております。また、保健師等によります相談・訪問指導を行いまして、育児不安の軽減でありますとか、虐待の早期発見、早期対応をするために、適切な育児支援に努めてまいりたいと考えます。

右のページに移っていただきまして、4の予防接種事業でございます。

予防接種事業につきましては、子供を感染症から守って、病気の重症化でありますとかを防止するために、情報提供でありますとか接種勧奨を進めまして、接種率の向上に努めてまいりたいと考えております。

最後の項目でございますが、追加資料の7ページをお願いしたいと思います。「三重北勢健康増進センターについて」でございます。

三重北勢健康増進センターの今後の方向といたしまして、2番にございますように健康度測定、総合体力測定の診療機能は廃止いたしまして、トレーニングジム、ランニングトラックについては、公共施設有効活用調査検討事業によりまして、他用途の変更につきまして全庁的に検討をしてまいりたいと考えております。

3番の平成25年度の方針といたしまして、ヘルスプラザで行います健康度測定、総合体力測定、運動実践指導につきましては、引き続き実施をいたしまして、トレーニングジム、ランニングトラック、グランドゴルフ場、軽運動室、この施設の利用については、平成24年度と変わりなく営業をしたいと考えております。

また、第1・第2プールのつり天井崩落対策工事を施工いたしまして、その工事施工期間中は、4カ月になりますが、プールを休館する予定で考えております。

健康づくり課の説明は以上でございます。

村上保健予防課長

保健予防課の村上でございます。お願いをいたします。

保健予防課では、主に感染症対策、精神保健対策を所管させていただいておりまして、主といたしまして予防衛生費、精神衛生費に予算を計上させていただいております。

では、主な事業につきまして、当初予算資料に基づきましてご説明させていただきます。

当初予算資料76ページでございます。76ページの感染症（防疫）対策事業につきましてご説明させていただきます。

2、内容につきましては、特に集団感染リスクの高い教育・福祉施設等に対し、積極的に感染予防を啓発するとともに、その中でも重症化しやすい高齢者施設等に対し、感染症研修会を重点的に展開するなど、感染症に関する正しい知識、予防行動の普及、集団感染の予防に取り組んでまいります。

また、感染症の多発、集団発生時には、関係機関と連携し、感染源や感染経路等の疫学調査の上、感染症患者の療養支援、二次感染のおそれがある接触者に係る健康診断、感染拡大防止の保健衛生指導に取り組んでまいります。

予算額214万円の主な内容につきましては、病原体の検査に係る委託料等の経費となっております。

続きまして、77ページのこころの健康づくり支援事業につきましてご説明させていただきます。

2、内容につきましては、こころの相談では、精神科医師、精神保健福祉士、保健師等による専門相談体制を強化するとともに、関係機関とも連携し、精神障害等のある要支援者が適切に医療受診し、安定した療養生活を送ることができるよう早期支援、継続支援に取り組んでまいります。

また、こころの健康づくりでは、講座や講演会等を実施するとともに、各種広報を通じて啓発することにより、精神障害等に関する正しい知識、早期相談につながるよう普及啓発に取り組んでまいります。

また、自殺予防につきましては、自殺に係る相談援助、普及啓発のほか、相談機関、医療機関、消防署等と連携するとともに、自殺予防を支援するメンタルパートナーの養成研修を実施してまいります。

予算額327万1000円の主な内容につきましては、こころの相談に係る賃金、報償費等の経費となっております。

説明は以上でございます。

黒田衛生指導課長

衛生指導課、黒田でございます。当初予算資料の78ページ、追加資料の8ページをお願いいたします。

まず、衛生指導事業の食の安全・安心対策事業につきましては、食品衛生法に基づきまして、飲食店営業等に係る許認可事務、食品等の生産から販売に至る各段階で食品表示を含めた施設監視、食品衛生責任者の養成や資質向上を図るための講習会を開催し、また、市民向けの食中毒予防の講習会や啓発を行ってまいります。

さらに、事業者の自主的な衛生管理を促進させるために、四日市市食品衛生自主管理登録認定制度の普及を積極的に推進していきます。

施設への立入検査は、過去の食中毒の発生状況、製造、加工された食品の流通の広域性、取扱量、及び営業の特殊性などを考慮し、ランク別に監視を行っていきます。

平成25年度の監視目標といたしましては、全国的に多発していますカンピロバクター、腸管出血性大腸菌、ノロウイルスによる食中毒の発生を未然に防止するため、食中毒発生のリスクの高い業種や施設等への監視指導を重点的に行ってまいります。

また、食品関連事業者への監視結果内容、指摘事項を市のホームページにて公表するとともに、次回以降の立入検査に生かすように努めてまいります。

市内において生産、製造、加工及び販売される食品などの抜き取り検査を行い、食品衛生法に定める規格基準等に基づき指導を行うことで、不良・違反食品を排除し、食中毒、食品事故を未然に防止していきます。

予算額につきましては、1105万2000円を計上しております。

続きまして、当初予算資料の71ページをお願いします。

薬事関係については、医薬品、医薬部外品の有効性、安全性を確保し、さらに毒物劇物による事故、盗難を防止するため、薬局、医薬品販売業及び毒物劇物取り扱い業者への監視指導により、市民の保健衛生上の危害を未然に防止いたします。

薬物乱用防止対策につきましては、薬物乱用防止対策協議会や地域の自治会と協働でキャンペーンを開催し、薬物乱用を許さないまちづくりを推進してまいります。

予算額につきましては、薬事審査指導事業費406万2000円を計上しております。

動物愛護管理事業につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律や狂犬病予防法に基づき、買い主不明の犬の保護、抑留、飼えなくなった犬猫の引き取り、飼い方に関する情報や相談に対応し、適正飼養や終生飼養について助言・指導を行ってまいります。

扶養された犬猫に可能な限り生存する機会を与えるため、成犬や小犬、子猫の譲渡事業を行い、処分数の減少に努めてまいります。

さらに、未就学児や小学生低学年児童を対象に、犬の接し方教室を開催し、動物愛護の精神を広め、犬の咬傷事故を防止し、人と動物との共生について啓発を行ってまいります。

予算額につきましては、小動物管理費として、三重県動物愛護管理センターに犬猫の回収など、あと、民間会社に失踪犬の保護等の委託経費として2633万1000円を計上しております。

衛生指導課の説明は以上でございます。

古川食品衛生検査所長

食品衛生検査所、古川でございます。よろしく申し上げます。

当所の主な事業といたしまして、感染症対策事業、食の安全・安心対策事業、保健所関連施設整備事業がございます。

まず、主な事業の一つ目といたしまして、感染症対策事業でございます。予算常任委員会資料71ページ、それから個別事業調書79ページをごらんください。それから、予算書は165ページになります。

感染症対策につきまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定されている感染症について、感染または疑いのある人、感染者の家族、接触者等に対し、微生物の保有検査を実施し、感染症発生の予防及び蔓延防止に努めてまいります。

また、H I Vや肝炎等の検査を実施し、感染の早期発見及び蔓延防止に努めてまいります。

主な事業の二つ目でございます。食の安全・安心対策事業、予算常任委員会資料の同じく71ページと、あと個別事業調書では80ページになります。予算書は167ページをごらんください。

食の安全・安心対策につきまして、安全な食肉、食品を提供するため、と畜場法や食品衛生法に基づき、四日市食肉センターに搬入された全ての牛、豚につきまして、屠畜検査を行っております。

また、流通している食品については、微生物検査を行い、食中毒発生時には正確で迅速な検査結果を提供し、被害の拡大防止に努めております。

主な事業の三つ目でございます。保健所関連施設整備事業でございます。予算常任委員会資料、同じく71ページ、それから個別事業調書としては81ページ、予算書は167ページをごらんください。

食品衛生検査所の食肉検査部門の老朽化に伴い、四日市食肉センター・食肉地方卸売市場に隣接する土地に、市の施設として、平成26年度より供用開始をするため食品検査部門の建設に着工いたします。

この保健所関連設備整備事業が、当所の一番大きな事業で3億2200万円を計上させていただきます。

以上でございます。

松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。保険年金課の所管としましては、一般会計民生費の一部、それから国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計でございます。

まず、一般会計でございます。恐れ入りますが、予算書及び予算説明書の130、131ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、4目国民年金費でございます。法定受託事務である国民年金に係る各種申請等に伴う費用でございます。544万2000円を計上してございます。

次に、国民健康保険特別会計をご説明させていただきます。

予算常任委員会資料、健康部の4ページをお開きになっていただけますでしょうか。

国民健康保険特別会計予算(案)でございますが、歳入歳出予算総額は288億7000万円で、前年比1450万円の増となっております。

歳入では、款1国民健康保険料でございます。76億1638万円、歳入全体の約26%を占めてございます。

一方歳出のほうでございますが、款2保険給付費でございます。これは被保険者の方の自己負担分を除く医療費等を支払う費用でございます。197億6165万円と歳出全体の約70%を占めております。

同じ資料の8ページをお開きになっていただけますでしょうか。

8ページでございますが、こちらは1人当たり保険料と保険給付費の5年間の推移でございます。保険料は5年間の中で11万円ほどであるのに比べまして、保険給付費につきましては、年々増加をしております。こうした傾向に、平成25年度予算では国民健康保険支払準備基金から7億3000万円を繰り入れて対応してまいりたいと考えてございます。

それから、予算常任委員会教育民生分科会追加資料のほうの9ページをお願いいたします。追加資料の9ページでございます。よろしゅうございますでしょうか。

不納欠損と収納推進についてでございます。収納対策でございますが、電話や文書による催告、日曜納付相談窓口の開設をするということに努めながら収納対策に当たらせてもらいます。

一方、支払能力がありながら納付いただけない世帯に対しましては、滞納処分によりまして滞納整理を進め、不納欠損を縮減をいたしまして保険料収納率確保・向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。恐れ入りますが、予算常任委員会資料、健康部の9ページをお開きいただけますでしょうか。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳から74歳の一定の障害のある方を対象とする医療保険制度でございます。県内の29市町で構成する三重県後期高齢者医療広域連合が運営をしております。市におきましては、保険料の収納及び資格、給付に関する申請、受付業務を行っております。

平成25年度後期高齢者医療特別会計予算といたしましては、総額は49億1100万円でございます。前年度比1億810万円の増となっております。主に歳入1款の後期高齢者医

療保険料と4款の繰入金によりまして、歳出2款の後期高齢者医療広域連合への負担金を賄っているということでございます。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明は以上ですね。

中濱部長にちょっと確認しますが、衛生指導課長はいつかわられたんですか。

中濱健康部長

今年の10月に。

樋口博己委員長

11月議会はもうかわられてみえたんですか。

中濱健康部長

はい。

樋口博己委員長

そうですか。わかりました。ありがとうございます。

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございます。委員の皆様からご質疑がございましたら、挙手にてご発言いただきたいと思います。

豊田政典委員

幾つかあるのですが、簡単なやつからいきますけれども、食品衛生検査所3億円余りというところですが、これ自体は特に異論はないのですけれども、食の安全を守るという考えから食品衛生関係で他の施設の必要性があるのではないかという会派での議論がありまして、例えば豚コレラというんですか、詳しくはわかりませんが、コレラが発生した場合とか、その避難施設が必要であるとかいったような意見もありまして、検査所以外に食品衛生にかかわる施設の必要性についての考えというのを聞いてこいと言われましたので、お聞きします。

古川食品衛生検査所長

食品衛生検査所の古川でございます。豊田委員ご指摘の豚コレラ、あるいは、去年おとしあたり口蹄疫とか、それから鳥インフルエンザなんかもそうかと思うのですが、そういう家畜の伝染病の対応についてどうやというご質問かと思うのですが、農場で見つかる場合がほとんどです。まず農場につきましては、県の家畜保健衛生所に家畜防疫員というのがございまして、そちらで業務、それから鑑別、検査、最終的には判定をします。

私どもの業務の範疇は、屠畜場へ搬入されたもの、牛、豚について、立っている状態で搬入されて、そこで、もし異常が見つかった場合には、家畜保健所と共同して、まず通報して、そこで対応する。そうすると、そこからはもう家畜伝染病予防法の対応になりますので、やはり基本的には家畜保健所の職員の指示の対応になって、屠畜場が最悪閉鎖になるとか、そういうことは起こり得ることなのですが、我々が検査をしている段階で見つかるというのは極めて少ないかと思えます。基本的には農場で見つかって、それについては家畜保健所が対応するということになっています。

豊田政典委員

そうすると、発生場所による発生率というのがあって、それから所管があって、今までの事例を考えると、県の責任、権限でやるべきケースが大半なので、四日市市としてはこれ以上の施設整備は必要ないと考えていると、こんなことでよろしいですか。

古川食品衛生検査所長

当初の今回の新築の施設については、そういう機能は盛り込むことは必要ないかと思えます。

豊田政典委員

ぜひ報告書に盛り込んでおいてほしいのと、話は変わりましたが、動物愛護のことも聞かなければいけないのですが、これも山口委員が一般質問されたり、決算のときにも議論がありまして、例えば決算のときは、動物愛護センターの設置についての提案とかがありましたが、新年度の予算の中で、保健所に運び込まれた犬猫はほとんど殺処分されているというデータを決算で見せてもらいましたけれども、例えば里親制度というのがあって、そ

れはどの程度周知され、進捗状況はどうか、平成25年度の予算でどうされていくのかというところをお聞きすると、今年度に比べて動物愛護という観点から新たな展開があるのかなのか、あれば教えてほしいと思います。

久志本衛生指導課副参事

衛生指導課、久志本でございます。ただいま豊田委員からご質問がありましたけれども、本当に動物愛護のほう、ご意見をいただきましてありがとうございます。先ほど言われた搬入された犬猫のほとんど処分されておるのではないかということについてお答えをさせていただきます。

平成23年度の実績なのですが、まず犬につきましてですが、飼い主から離れた犬、それからどうしても飼えなくなった犬につきまして、引き取りした頭数が全部で151頭ございました。これにつきまして、飼い主から離れた犬等、何とか返還できないかということで犬の登録等を調べまして、返還した犬が85頭おりました。それで残ったもののうち、当初課長から説明がありましたように、譲渡制度というのがございまして、これが里親制度とありますが、新しい飼い主を探す制度でございます。これによって昨年度につきましては、犬5頭が新しい飼い主の方に譲渡をされました。それで、残りまして61頭が殺処分ということになりまして、殺処分された割合が151頭中61頭ということで、これにつきまして、少しでも減らすことができないかということで、平成25年度について、特に新しい取り組みというわけではないのですが、さらにこれらの制度について周知を行って、飼い主に返還、それから犬の殺処分を減らすために譲渡制度をもっと周知して、これらを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

豊田政典委員

最後の部分のところの里親制度の周知と実績を上げる方向というのにぜひ力を入れてもらいたいというのが会派からも出ておりまして、ここで発言しているのですが、例えば動物病院なんかと連携して情報を提供するとか、いろいろ他市ではやられているけれども、四日市ではやられていない事例、試み、取り組みというのがあると思うんですよ。ですから、ぜひ新年度は、犬猫元年と位置づけて取り組みを始めてもらえればなと思います。

次、ヘルスプラザのことで資料もいただきましたが、追加資料では7ページのところに資料が出たのですけれども、もうちょっと丁寧な資料が欲しかったなという思いがあって、まず地図に落として、公害資料館の話があったころのやつが、結局どうなっているのかとかいうところがよくわからない。この文章を読む限りは、7ページの2番の方向性(案)というやつで、二つの測定事業というのは廃止する方向で、トレーニングジム、ランニングトラックについてもやめるとのことだと思いますが、それがどうなって、いつどう決まっていくのかということとか、ところが、平成25年度はとりあえず測定もジム、トラックもそのままやっていくんだよというところの考え方というか、一体どうなっているのかというところなんです。

25年度については、事業はそのままやるわけですから、空きスペースというのはできないんですね。じゃ、今後の方向性というところでお聞きしますけれども、これはどういう形でこれから、全庁的に検討されていくと書いてありますから、いつまでにどうやって検討して、どう結論づけられていくのか。方向性(案)というのはどこまで決定しているレベルなのかというようなところを、もうちょっと丁寧に説明してください。

藤田健康づくり課長

健康づくり課、藤田でございます。ヘルスプラザについてご指摘いただきました。

資料について、簡便でありましたこと、申しわけなく思います。今後の方向性でございますが、昨年度の議員説明会におきましても説明をさせていただきましたように、今やっておる診療機能、健康度測定、並びに総合体力測定については廃止をいたしたいと考えております。この時期につきましては、(2)に挙げさせていただきました、政策推進部が所管しておる公共施設有効活用調査検討事業で後活用をどのようにするのか、昨年度公害資料館ということでヘルスプラザの2階部分をあけるという話があったかと思いますが、そちらにここにありますトレーニングジムでありますとか、それとランニングトラックフィールドの後活用を、来年度に入ってどのような用途をするかということを決めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

豊田政典委員

そうすると、7ページで言うところの2の診療機能廃止はもう決定していると思ってい

いんですか。

藤田健康づくり課長

健康づくり課、藤田でございます。廃止の時期については、後活用が決まった段階で廃止になりますけれども、廃止の方向性というのは確定してございます。

豊田政典委員

じゃ、(2)のトレーニングジムとランニングトラックについては、この機能、事業は廃止ということは決定していると。その場所を何に使うかは、来年度中に決定すると。

藤田健康づくり課長

2階部分の今使っておるトレーニングジム並びにランニングトラックの後活用方法を来年度中に決定をしまいたいと考えております。廃止については、いつ廃止というのでなしに、来年度中に後活用を何にするか決定して、そして周知も必要でございますので、廃止時期については、まだ未確定でございます。

豊田政典委員

そうすると、もう一回言います。トレーニングジムやランニングトラックという使い方はやめることは決まっているけど、2年後かもしれないし、100年後かもしれないし、それはわからないと。いつかというのは、来年度決める。

藤田健康づくり課長

来年度中にどのような使い方をするか、機能があるいい施設でございますので、何も変えずに使い方を変える。今は、トレーニングジムが置いてあったり、卓球をしていただいたり、ランニングトラックで歩いていただいておりますけれども、もっと有効的な活用はないかどうかについて検討してまいりたいと考えております。

豊田政典委員

大体わかってきましたけど、じゃ、来年度は今のまま、予算もそのまま現行の事業を続けていくということだと思いますが、例えば健康度測定なんていうのは、上に実績が書いて

てあって100人にも満たないのですけれども、やめない理由というのをわかりやすく言ってください、すぐにやめない。

藤田健康づくり課長

健康度測定並びに総合体力測定につきましては、この測定を行って1年間有効期間がございます。それをもとに、健康度測定でありますと、運動実践指導というものをやっておりますし、総合体力測定を行った方については、このトレーニングジムが使用できるということになっておりますので、また引き続き有効期間をお持ちの方というのがございますので、平成25年度については引き続き同じような形で実施してまいりたいと考えております。

豊田政典委員

測定をしたら、1年間ジムやトラックが使えるという話でしたね。じゃ、測定をやめなかったら、また1年延びるというだけじゃないですか。測定は、やめろと言っているわけではないのですけれども、やめたら1年早く使用権利がなくなるんでしょうというだけの話で、測定をやめない理由にはならないじゃないですか。測定すれば、それだけ権利者が新たに生まれてくるだけのことで、いずれやめるのに決まっているのに、なぜ続けるのかというのがよくわからないんです。

藤田健康づくり課長

後活用の用途が決定した段階で廃止、例えば1年後に廃止するというのを公にいたしまして、その時期までは使えますが、それまでにご利用いただくという形での利用方法を考えております。

豊田政典委員

まだちょっとわかりませんが、そうしたら、診療機能の二つの測定をやめる、それから、それによって1年間権利が生まれるトレーニングジムやランニングトラックもやめるんですわ、いずれ、時期は別にして。その理由は明確に言うと、なぜやめるんですか。

藤田健康づくり課長

健康度測定につきましては、この上の表に上げさせていただいておりますように利用者が非常に減ってきておるといところがございます。あと、総合体力測定についても、当初の予定よりは使用人数が少なくなっているといところでございます。

豊田政典委員

少なくなっているのです、収支が悪化しているのですということですか。それとも別の理由か。

藤田健康づくり課長

収支の面もでございますが、設立して13年余りたちますので、このトレーニングジムでありますとか健康度測定の機械類が古くなってきております。その機械の修理・更新に非常にお金がかかるといったことでもありますとか、建設当時、市民の方の健康に備えた施設ということでありましたが、当時の市内のスポーツ施設でありますとか、そういったものが、現在、もう22カ所というふうにふえてきておるといこともありまして、公的な役割を見直す時期ということで、こういった測定業務、並びに運動指導業務を廃止するという方向でございます。

豊田政典委員

今三つほど言われましたね。収支的によくないので、それから、機器を更新しようと思えば金がかかるけど、機器更新はしないんですね、もう。それから、民間が代替してくれるのでということですね。そうしたら、すぐやめたらいいやん、そのほうがいいことばかりじゃないですか。

藤田健康づくり課長

今、先ほど申し上げましたような健康度測定、並びに体力測定をして、運動実践指導でありますとかトレーニングジムをお使いいただいておりますので、引き続きの運用をしてまいりたいと考えております。

豊田政典委員

ジムやトラックは、今年度総合体力測定をやったら1年間使えるので、1年はやめられ

ませんね。ここまではわかる。だけど、新たに健康測定、総合体力測定をやったら、また1年そういう人が出てくるわけですね。そこがわからん。なぜ新たな権利者をつくるんだと聞いているんです。

藤田健康づくり課長

平成25年度中に2階部分、ランニングトラックの部分の後活用方法を定めまして、それと同時に、いつをもって廃止するという旨のまたご相談をさせていただきたい、そのように考えております。その廃止がいつというのを決めた段階で、測定業務を行って、本来であれば1年間有効期間があるところ、それまでの、例えば平成26年3月31日に廃止しますということになれば、そこでその権利も終了するといった形で周知をしまいたいと考えております。

豊田政典委員

つまり、測定をすぐにやめる場合と、まあ、1年にしましょう、1年続ける場合と比べた場合に、この方針にあるように、もう一年測定を続けていくことのメリットは何ですか。

中濱健康部長

この内容につきましては、この施設そのものが公的な施設として条例設置のものでございます。また、中身につきましても、委員も十分ご承知の上でご質問いただいていると思いますけれど、いろいろな制約をかけて、これも全部条例で全て定まっておる内容でございます。

今健康づくり課長が申しましたように、この業務につきましても、条例の中でうたわれております本来の目的に沿うような形で事業を展開するという形で、努力不足はあるものの、現状やめることによりまして、市民が、利用もされている方、少のうございますけれど、おられますので、この部分についての理解と、それから先ほど申しました条例の中で、1年間のそういう測定後、実践を伴います内容を周知徹底する中で、地元の意見も聞きながら、庁内の中で全体的な活用が決まった段階で、改めまして条例にうたわれているものの廃止もあわせてご審議を賜りたいと今考えておるところでございます。

以上でございます。

豊田政典委員

ちょっと考えてみます。考えることにして、先にどうぞ。

中森慎二委員

この北勢健康増進センターのありようについては、公害に関する資料館との、鶏が先か卵が先かみたいな話の中で、微妙なところで来ていた話が、地元塩浜地区からの公害に関する資料館は塩浜地区に要らないという決議の中で博物館に移って、健康増進センターのランニングトラックなりトレーニングジムのスペースというものを、そこに活用しないということがはっきりした中において、もう少し立ち位置に戻って検討してもいいのではないかと私は思うんですよ。

というのは、トレーニングジムも交換する部品がないとか、お金がかかるというのは、それはわかるんだけど、例えば、民間のフィットネスジムに指定管理者で管理運営してもらって広く活用して、このままの状態ですよ、してもらおうというのも一つの案かもわからないじゃないですか。だから、行政としては、ランニングコストを抑えながら、市民サービスについてはプラスになるような使い方があるのなら、それも一つの検討材料ではないかと私は思うんです。

だから、平成25年度の方針の部分については、1年間いろんな検討をしてもらう中で、そういうことも含めて検討してほしいなと私は思うんです。規模縮小なり施設をなくしたらいいのだという、そのあいたスペースをほかに使うためにどうしたいのだということだけではなくて、塩浜病院の跡地活用の中で、あの場所にこういう健康増進の施設をつくり上げてきたという歴史的な意義というものも考えていくと、行政が果たしていく役割というのは、単に規模縮小して、古くなったからもうジムをやめますわ、これをやめますわというだけの話ではないんじゃないかと思う。

だから、公害資料館というものが一つの試案の中にあっただ中には、それもまた違う話だったかもわからないけれども、ここで立ち位置、もうそれはなくなったとしたら、この25年度の中で十分な検討をしてほしいなと。そういうことでないと、単にトレーニングジムの部品がないから、もう修理しなくて縮小したいんですわという話ではないんじゃないかと僕は思うんですよ。

その中で、健康度測定とか体力測定が、これができ上がったときに、フィットネス業界からのいろんな思いもあって、条例の中にそういう制約をうたい込んだものになっていて、

使い勝手が非常に悪いところもある。だけど、今、これだけ市内に施設もできてきて、ともに生きていけるような環境にもなったという見方もできるんじゃないか。行政の、私はこれが終わったのではなくて、南地区には民間のフィットネスがほとんどないじゃないですか。それはこれがあったからかもわからないけれども、どちらかよくわからないけれども、だから、四日市の南部地区におけるこういう健康増進の一つの核施設として充実するというような方向の考え方もないことはないのではないかな。その中に指定管理というやり方もあるかもわからないし、そういう検討をぜひ私はしてほしいなと思うんですが、そこら辺は、もう少し柔軟な中で検討する余地はあるんですか。

中濱健康部長

ご提案いただいているように、あの施設そのものを閉鎖するわけではございませんし、既存の施設はプールにしましても、軽運動施設にしましても、各種研修ができますスペースも、これは十分ございます。全館がバリアフリーになっているという、この特性は生かしていきたいと考えております。今言っております管理の運営方法も、指定管理というお話も中森委員のほうからありましたけれども、これも含めて活用を考えていきたいと思っております。

また、あいたところが公害資料館となりましたけれども、この問題につきましては、従来でき上がってから以降も、ここにおられます豊田委員もこの健全な運営に対しまして、本会議等でもたくさんご意見をいただいております。これに向けて、平成21年度にあり方検討委員会等もやった経過もございまして、そういう流れの中で求めてきた結論かなと思っております。

ただ、ポイントはあそこを、やっぱり中森委員に言っていただきますように、市民の方が今後とも健康を維持し、あるいはあの施設のいわゆる特性を十分生かした形で今後とも対応していきたいと考えておりますので、やめるということだけではなくて、あそこをさらに活用していきたいと考えておりますので、また、いろいろご意見はあろうかと思っておりますが、庁内でもその議論は進めますけれども、また、各委員からもご意見をいただければ幸いかなと思っております。

以上です。

中森慎二委員

ぜひ公共施設有効活用調査検討事業という中において、そういう意思についても発言はぜひいただきたいと思うし、部長が参画するのが4月以降なので、ちょっと微妙なところですが、それも含めて健康部としてそういう意識も持ってほしいなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

もう一つ関連してですが、現状、崩落対策工事が行われますね。10月から1月を使えなくするというんだけれども、温水プールなので、冬場に利用者が多いわけじゃないですか。それなのに夏場に天井の工事をして、冬場には使っていただくような方向にするのが本来じゃないかと僕は思うんですけど、これは設定がまずいんじゃないの。だから、債務負担行為を設定していても、6、7、8、9月ぐらいの夏場に工事をして、ほかのプールが使えない時期に使えるようなことを考えるような工事をとらなきゃいかんじゃないの。言ってみたら、文化会館で言えば、秋、春の旬の文化事業をやらなきゃいかんときに閉めているみたいなものでしょう。

藤田健康づくり課長

工事でございますが、平成25年度の予算をお認めいただいた段階で、まず4月から設計の調査業務を発注いたしまして、それをもとに工事が入るのが、一番早くても10月と。工程的に4カ月程度必要であるということをおっしゃっておりますので、最速で10月から1月という予定でございます。設計業務をこれから発注するということもございまして、早くなることはございませんが、後ろに送る可能性はあります。なるべく利用者の方にご不便をかけないような形での工事施工を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中森慎二委員

それなら平成24年度の11月に補正を上げて債務負担行為を上げたらいいじゃないの。そうしたら、設計できて、4月からでも工事にかかれるじゃない。私はそれを言っているんですよ。迷惑をかけないと言ったけれども、閉めていたら迷惑がかかっているじゃない。温水プールを利用したい人たち、冬場に使いたい人たちが使えないわけでしょう。だから、そのところがそもそもおかしいのではないか。必要な施設が必要な時期に使えないことは、迷惑をかけているわけですよ。そんな設定しかできないような工事期間の設定なんて、全然問題外じゃないの。霞のプールならいいですよ。こんな時期、誰も使わへんから。温

水プールゆえにこの時期に使いたくないんじゃないの。だから、工事の設定が悪いんじゃないのかな。

中濱健康部長

この天井崩落につきましては、学校関係の一連の流れもございまして、市全体の中での体育館の天井の問題、それからこのつり天井的な部分を計画的にやるというのは、流れの中でようやく今回ヘルスプラザの部分が認められたということで、今中森委員からご指摘のように、それならばもう少し時期を考えるべきではないかというのは、本当にごもつともかなと思いますけれど、今回一連の全体の流れの中でこういう形になってきたということもご理解願いまして、極力昌栄の温水プールとの連携も図りながらやってまいりたいと思いますので、民間のほうともプールの部分、活用ができるかどうか、一度フィットネス協会とも協議しながらやってまいりたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

以上です。

中森慎二委員

いや、理解できないけど、フィットネス協会と調整するって、どうやって調整するの。ヘルスプラザと同じような料金で使わせてくれと交渉してくれるの、部長としては。そうじゃないでしょう、残念ながら。だから、全庁的な話はわかるけれど、ここの施設の特殊性というのはどういうことなのかを財政にちゃんと言わなきゃいかんよ、健康部として。それを主張した上で、財政がだめだと言ったの。じゃ、財政部長をここに呼びなよ、そこまでやったのだったら。言ってないんでしょう。納得できんな、僕は。

樋口博己委員長

部長、考え方はありますか。

中濱健康部長

平成17年に宮城沖の地震がありましてから、国土交通省のほうからも通達は随時出ておったわけでございますけれども、予算の中でこちらとしても申し出はしておったのですが、現在この時期になってしまったということで、大変市民の方にご迷惑をかけるということのはわかるのでございますけれども、ぜひ今回安全対策の一環として4カ月間、最大見てお

ります4カ月間を使わせていただければと考えておるところでございますので、よろしく
お願いします。

中森慎二委員

納得はできんけど、工事期間はできるだけ短縮するとか、この4カ月かかりますわと
堂々と言ってなくて、半分にするとか、そういう努力をするなら、私は了としますけれど
も、その辺はどうなんですか。

藤田健康づくり課長

プールにつきましては、大きな第1プールと第2プールとございます。例えば第1プー
ルは広い工事になりますので、工事期間がかかるかと思いますが、第2プールは、開設し
たままですとか、工夫を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中森慎二委員

全体の工期を縮める努力をしたらどうですかと言っているんです。

中濱健康部長

ご提案の趣旨、十分理解しましたので、一度営繕、それから工事を発注した中で、工事
期間を極力短くするよう努力させていただきます。

樋口博己委員長

設計のほうもなるべく努力して早くできるようにお願いしたいと思います。

小川政人委員

関連して、もう中森さんが言ってくれたとおりなんだけど、僕も同じ立場で活用をすべ
きという。委員会でも去年活用すべきだという意見を出しているはず。議長宛てにも出し
て、視察に行った後、報告書を委員会でもまとめた中で、この施設を縮小せいという話を
しとらへん。我々はあくまで当初の目的に沿った活用をするということを、去年も委員会
で決議をして、議長に視察報告結果を出しておるわけだね。

そういうところでいくと、健康部って何をやるんやというところやわな。さっきも中森さんの話があったけど、公害資料館やといったら、はい、明け渡しますって。それでまた、何なんやと。まず自分たちがあの施設をどう活用するということがなくて、ご都合主義によってすっすっつとやり方を変えるんやろ、後活用しますとか、有効活用とか。自分たちが仕事をせんと有効活用と言うとるだけのことやん。健康部がなくなるでええけども、本当に無駄な部やったなと思っているんだけど、そういうところ、きちっと、何のためにせなあかんか、何のためにあの施設をつくったのかということがずっと忘れられているので。

それから、今のプールの話だけど、利用期間で、利用者率でいったら、何月が暇で、何月から何月が一番、例えば3カ月かかる、4カ月かかるとい中で、一番閑散期はいつなのかというのもデータを持っているんやろ。それを出したらええやん、一遍。それを出してくれてから、また議論しよう。

健康増進センター、いろいろあるけども、あなた方が使わないでおこうと思えば、どれだけでも使わないでおける。うまく利用しようと思ったら、どれだけでも利用できるんやけど、金がかかるといったって、今年度だって、10億ぐらいの財政調整基金を積み増しているんやな。金かかるとか、予算がないとかいう理由にはさらさらならんわけや。そうすると、仕事を減らせば、楽でええわ。する気がないんやで。だんだん自分のところで仕事しなかったら、あんたの職場もなくなるで、そのうち。そういうことをきちっと考えて、当初市民の健康のためにどうしようということやったら、多分体力測定とか、そういうのはいろいろ使い勝手を悪くしましたやんか、周りのフィットネスクラブのことも考えて。使い勝手を悪くしたんやで、使い勝手をよくすればいいわけで、この十何年間に、言うようにフィットネスクラブはふえてきているやん。南は減つとる、ふえていませんと言うかもわからんけど、全体的に健康増進センターが果たした役割も、ひょっとすると大きいかもわからんな。そういうところで、やっぱり中高年になったときに、あそこをもっと活用して、そういう活用した後、また各地のフィットネスクラブへ戻っていったらええわけで、そういう使い方のうまい工夫をすれば、例えば3年間やった人は、この施設じゃなくほかのところへ行ってくださいとか、まず底辺を広げることが大事なんやで、そういう部分は考えないとあかんと思う。それは民間のやる役割、公のやる役割は違うやろと思う。そこをきちっと考えて。

それから、今の話は、私は中森さんが言うのはもっともだと思うよ。設定だけ先にやって、債務負担行為でやればいいんやでさ。それよりも先に、この期間が一番暇なんですわ

と言ってくるのが先やろ。休業するのに。プールを休むのに、過去のデータから何月から何月までが一番利用者が少なかったという根拠があれば、それはそれで中森さんも納得すると思うけど、それを考えて、工事とか設計とかをやるのがあんたらの仕事やんか。民間でもそうするで。一番自分のところの金を稼げるときに、そんな工事やらへんからな。そういう部分のことを考えてない。ただ単に、ああ、つり天井は危ないで直せばええわ、ああ、予算がついたで直そうかという話ではないと思うので、その辺をきちっとやってくれや。

藤田健康づくり課長

まずプールの使用人数でございますが、平成24年度1月までのデータでございますが、一番利用が多かったのが8月、その次が7月、そして9月となっております。そして一番少ない利用人数であったのが12月、そして11月、1月という形になってございます。2月、3月については、ちょっと今年度まだ実績がございませんが、利用の時期については、今年度のデータといたしまして、夏場に利用者が多く、そして冬場が少ないといった状況でございます。

小川政人委員

だから、過去のデータでもそうやってあるんやろ。そうしたら、最初にそうやって言わなあかんやないか。

藤田健康づくり課長

平成24年度も含めまして、過去数年間の利用実績をお示しをさせていただきたいと思えます。

小川政人委員

だから、利用実績を見て、工事期間を決めたとか、そうやって言えばいいだけの話やんか。どうやってこの期間を決めたんやと言われたら、過去のデータから見て、この期間が一番閑散期やったで、一番迷惑かけない期間やったで、こういう選定をしましたとか、そんなふうな話やないか。それを言うたら、みんな納得すると思うけど、黙っとるでさ。

中森愼二委員

そうやって言わなかったじゃない。当初予算に上がって、4月から着手して最短でかかれるのが10月だという話をするから、僕はそうやって言うただけの話で。

樋口博己委員長

それでは、ちょっと病院のほうの審査の時間も迫っておりますので、あす10時から再開をさせていただきますので、その資料を準備いただいて、明確な答弁を整理いただきたいと思います。

ほかに資料請求がございましたら。

(「この件ですか」と呼ぶ者あり)

樋口博己委員長

この件も含めて、ほかも。

豊田政典委員

さっきの件は、ちょびっとだけ言いますが、1990年代、健康増進事業の政策については、拠点事業を中心にするのからシフトして、地域ごとの健康増進のやり方に変えていくという説明をされましたよね。僕はそれには賛成なんです。だから、小川さんが指摘するような仕事をせえへんのが楽やからということじゃないよということをやんと言わなあかんと思うんですよ。僕はそう思っていますから、言うべきことは言わなあかんと思うし、僕は逆説的な言い方をしましたけれども、政策推進部がやる検討事業の中でとか言うと、何か向こうに引っ張られるような気がするんで、そうではなくて、皆さん言われるように、ここの場所の意義であるとか、今の健康部の考え方というのを中心に展開して行って、それで新たな増進センターのあり方をつくって行ってほしいなという思いでありますので、それだけちょっと言っただけの上で、資料請求ですけれども、三師会の補助金の大半を委託金に変えたという提案ですけれども、その内容が全くわからないので、ちゃんと丁寧なやつを出してください。具体的に言えば、まず数字がわからないのが、追加資料の数字と、それから補助金・負担金見直し一覧の数字と、それから見直し事業一覧表の数字、三つ出てきているのですけれども、それぞれの金額の関係性がよくわからないので、聞こうと思

っていましたが、わかるようにしてくださいというのが一つ。

それから、委託事業に切りかえるということですが、その委託事業の内容とその事業ごとの委託料がわかるもので、それが平成24年度までの補助金で支払われていた事業との関係、補助金の対象と主張された事業と今度委託にした事業の関係性であるとか、あと、追加で事務経費という言葉が出てきますけど、これを委託費に新たに入れるというやつ、これは何なのか。幾らなのか、これも含めて。

その次が、追加資料の3ページの1の2、ちょっと追加資料自体がどこかに行ってしまったんですけれども、3ページの1の2です。違います。すみません、3ページの3の見直し前後の比較表の平成25年度のほうの1、委託料と書いてあるやつの各委託事業計上分というやつが何なのか、それでの依頼業務事務委託分というやつ、これも中身がとにかくわからんということです。

それから、あわせて2番目の、今度100万円になった地域連携補助金、2分の1補助というやつの業務内容、積算根拠というのを示してください。委託事業と補助金、それぞれ事業内容と内訳、それから補助金の積算根拠、今とどう変わるのか、何でそう判断したのか、そういうのをわかりやすくつくってください。そういうのを出してくれるつもりで請求しているんですから、これだけでは全くわからんというのもよくわかるでしょう。わからん資料は出さんといってくださいね。

以上です。

中森慎二委員

プールの利用の件を平成23年度の実績で出してくれませんか。24年度になったら、あとはわからないと言っているのではなくて。

樋口博己委員長

もうちょっとさかのぼってずっと出してくれと。

中森慎二委員

うん、決算でも4万8736人と1年間の利用者が出ているんだから、その内訳で出してもらいたい。

樋口博己委員長

それは平成22、23、24年度というふうに、直近までの実績ということで。

中森愼二委員

はい。

樋口博己委員長

豊田委員からの資料については。

加藤健康部次長兼健康総務課長

ちょっと確認をよろしいでしょうか。

先ほど請求いただいた資料の件、三師会ということなのですが、考え方は三つとも同じ考え方になっていますので、医師会の分を代表選手といたしますか、そういう形でよろしいでしょうか。

豊田政典委員

はい。

小川政人委員

保健所関連施設整備事業なんですけども、建物が、平米あたり50万円ぐらいかかっておるで、何がそんなに要るのかなと思って、もっと詳細なもの、どうしてこんなに高いのやというのが出てきたらありがたい。

古川食品衛生検査所長

それでは、工事費の内訳等の関係の資料を出させていただきます。

小川政人委員

素人やで、わかりやすくな。素人にわかりやすい資料。

樋口博己委員長

詳細な資料をお願いしたいと思います。

小川政人委員

何でこんなに高くなるのか。

樋口博己委員長

それでは、資料請求等、これでよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、一旦健康部はこれで本日は終わりますので、あす10時から再開をしますので、しっかりと資料を整えて参加いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

健康部の皆さん、お疲れさまでした。

それでは、委員の皆様におきましては、4時5分から市立四日市病院を再開させていただきたいと思います。

15 : 56 休憩

16 : 07 再開

樋口博己委員長

それでは、皆様おそろいになりましたので、昨日に引き続きまして市立四日市病院の審査を進めたいと思います。

なお、昨日確認させていただきましたが、本日は地下水、また上水などについて、さまざまな考え方を含めて資料をつくっていただいておりますので、この件に限りまして審査をさせていただいて、それが終了しましたら、昨日の時点で異議がないということで確認をさせていただいておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、事務長、一言ご挨拶をお願いします。

村田事務長兼病院事業副管理者

どうもお疲れのところ、失礼します。きのうに引き続きまして、きょうまた当院の地下水利用、それから上水の使用の関係で資料請求をいただいておりますので、お手元のほうに資料をご用意させていただきました。それで、一部ちょっと、冊子としてとじたもののほうに誤りがございましたので、一枚物で差し替えという形で、資料の2ページ、これだけちょっと差し替えをお願いをしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

説明のほうは担当課長のほうからさせていただきます。

北方新病棟整備課長

それでは、昨日追加資料の請求がございました内容につきましてお配りしました資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をごらんいただきまして、これにつきましては、直接資料請求というわけではございませんけれども、当病院が災害用地下水利用のシステム導入を計画したときの基本的な考え方について、再度載せさせていただきますので説明させていただきます。

目的といたしましては、平成18年に災害拠点病院として当病院が指定されておまして、この災害拠点病院として病院機能を維持していくためには、災害発生時の上水確保ということが非常に重要な、必要な課題となっております。これを目的として地下水供給システムを導入しようということが目的でございます。

それから、現状といたしましては、日量約470m³という、現在では450m³ぐらいの使用量なのですが、これが災害時に遮断されて、残っておる受水槽等に保留している水、約600m³の水道水で災害時に賄おうと思うと、3日分ほどしか確保できないということで、こういった水をどう確保するか、ずっと当病院の課題になっておりました。

もう一つ上位計画の位置づけということで書いてございますけれども、上位計画というのを地域防災計画と読みかえて読んでいただければと思います。その中の位置づけでは、次のような三つのことが記載されております。

最初のほうは、市立四日市病院について、耐震補強を行い、それからライフラインの途絶に備えて自家発電設備、あるいは井戸等のライフスポットを整備することが明記されております。

次に、健康部、都市整備部はということで、市立四日市病院、県立総合医療センター、

四日市社会保険病院、この3病院を災害時の基幹病院として位置づけ、市立四日市病院においては耐震補強の強化とライフスポット機能の整備を推進する、このようにもうたわれております。

最後に、上下水道局、健康部は、主な病院について、ライフラインが寸断された場合の診察能力を確保するために、ライフスポット施設として次のような三つ、その中に災害用井戸を整備するよう要請するという形で、地域防災計画の中でこのように位置づけられておまして、この計画に基づいて整備していくという考え方で今回施工しているものでございます。

その下の事業概要では、当初、これは当初の考え方なのですが、井戸を掘りまして、必要水量の約80%、年間約13万 m^3 を地下水で供給ができるようなシステムとしていこうということで、当初の考え方としては出発しておりました。

以上がまず、今回の地下水利用事業を行う基本的な考え方でございます。

それから、1ページ目の下に、2番目として、まず請求のございました契約書の写しということで、これは9ページの後に今回契約を結びました地下水供給事業契約書の写しを添付しております。これはごらんいただきたいと思います。

次に、2ページ目のほうに移らせていただきます。

2ページ目のほうは、先ほども申し上げましたように、差し替え用の資料を、一部数字に間違いがございまして申しわけありません。差し替え用の資料をごらんいただきたいと思います。

四日市市水道事業給水条例の一部改正、今回でございます、この内容を適用した場合の試算書ということで試算をさせていただいております。

条件でございますが、先日ご指摘がありましたような内容で試算をしております。その条件といたしましては、当病院の年間使用量16万6000 m^3 が基本でございますが、それを平成25年度から3年間、井戸の水を、地下水を14万6000 m^3 、それから上水を2万 m^3 使うということで、これを基準水量として設定する。その後、専用水道、井戸、地下水、これを9万 m^3 、契約条件である最初の9万 m^3 まで減らして、上水を7万6000 m^3 にふやした場合どうなるかということで、こういう条件に基づいて設定をしました。

ただ、この条件は、仮定ということで、実際にはこれだけの地下水、専用水道を使用することは困難ということがございますが、とにかく仮定ということで、数字的には非常にわかりやすくなりますので、これで計算をさせていただいております。

そうしますと、下の図をごらんいただきまして、上水道 2 万 m³が 7 万 6000 m³に 5 万 6000 m³にふえた場合、条例の減免制度を適用しますと、右側のようになります。2 万 2000 m³までは減免対象とはなりません。その後、順番に 30% 減額になるのが 8000 m³、それから 50% 減額になるのが 1 万 m³、それから、70% 減額になりますのが 3 万 6000 m³ということになりますので、それに基づきまして、基準水量で使用した場合と条例を適用して使用した場合とでそれぞれ計算を行いましてトータルを出しました。

一番下をごらんいただきまして、条例を適用した場合にコストメリットがあるのかどうかということで計算いたしますと、45 万 4890 円の一応コストメリットが出るという結果が出ております。この計算表の中で下のほう、合計使用料の上 2 段をごらんいただきまして、専用水道電気料、専用水道下水使用料というのがございます。これは井戸のほうの設備で使用する電気料金です。それともう一つ下水道料金は、井戸で水を、RO 膜という膜を使ってろ過をして使える上水にいたしますので、その膜ろ過を行ったときに、どうしても排出しなければならない水が出ます。それを下水へ排出するというので、その費用がここに掲載しております費用となっております。それも含めまして、コスト比較をしますと、このような結果となりました。

次の 3 ページをごらんいただきまして、その上にこの算定をしたときのそれぞれの基準単価というものを示させていただいております。今回当病院で使用しますと専用水道の料金は、立米当たり 99 円ということで契約をしておりますので、70% 減額時よりも低い金額にはなっております。その結果、コストメリットというのは、それほど出ないのかなというふうに思っております。

次に、4 番目、地下水利用時の経費削減額の試算のほうをごらんいただきたいと思いません。

これにつきましては、現状 16 万 6000 m³使っている水を、上水で全て賄った場合、それと、地下水利用を導入して、上水を 7 万 6000 m³に減らし、地下水で 9 万 m³賄った場合のそれぞれのコスト比較を行いました。

一番下をごらんいただきまして、年間削減額ですが、1702 万 1250 円、これだけの経費削減を図ることができる。結果としてこういうことが出ております。

次に 4 ページをごらんいただきたいと思いません。5 番目、給水量根拠ということで、ここでは 9 万 m³を設定した根拠というものを示させていただいております。それぞれ順次計算を行って出しておりますが、三重県の条例によりまして、揚水設備の基準が吐出口の断

面積が6 cm²以下のものであるということが一つの基準として規定されておりますので、考え方といたしまして、吐出口の断面積を6 cm²のポンプで想定しております。その6 cm²のポンプで、標準揚水量として毎分150 l、これはメーカー等の資料で出ているものでございます。これを基準水量としまして、1日当たり給水量を計算しますと、15時間稼働ということで、13万5000 l、これが立米数に直しますと135 m³ということになります。1日当たり135 m³の水が1本の井戸で出せるということです。

それを1年当たり、稼働可能率を90%として計算しておりますが、約4万5000 m³水が出ます。日常的な給水に関しましては、三重県環境部との揚水設備に関する協議の中で、揚水設備については、2本を限度として、日常的に使うものはそのように考えてほしいということの指導を受けておりますことから、2本で計画をいたしまして、年間9万 m³という数字を設定させていただきました。

次に、5ページから7ページをごらんいただきまして、地下水の水質についてどのようになっているのかということで、これは仕様書で定めておりまして、水道法の第4条の規定による水質基準及び冷凍空調機器用水質ガイドラインによる水質基準、これに適合する地下水を供給するというので、その中身について5ページから6ページに水道法第4条のもの、それから7ページに空調機器の冷却水等の水質基準を示させていただいております。

続きまして8ページのほうをごらんいただきたいと思います。

7番、地下水供給設備の耐震性能についてはどうなっているのかということでございました。地下水供給事業の今回の発注仕様書におきまして、震度6強の地震においても正常に機能する設計であることということで条件をつけておりまして、これが設備の基本条件となっております。当然当設備につきましても、新耐震基準が制定されました昭和56年以降に改正のあった建築設備の耐震設計・施工指針に準拠して設計・施工しているところでございまして、耐震性能は確保されている、こういうふうに考えております。

次に、8番、既存の受水槽、高架水槽の容量、能力はどうなっているのかということで、一覧表を記載させていただきました。

上水貯水分と、下は雑用水の貯水分です。合計欄をごらんいただきまして346 m³と320 m³で、トータル666 m³の容量があるということでございます。

続きまして9ページのほうをごらんいただきたいと思います。

9番目に、下水の能力及び耐震性能、これについてはどのようになっているのかという

ことをございました。

基本的には、災害時においては、下水の放流が断絶するという前提に立って考え、汚水貯留槽に貯留をするということで、災害時を考えるということになっております。その汚水貯留槽につきましては、昭和53年当初に築造したものを現在も使っておりますが、この施設は地中に埋設された開口部の非常に少ない鉄筋コンクリート造の強靱な構造物となっておりますので、耐震上支障はないものと考えております。

容量につきましては、約1600 m^3 の貯留能力がありまして、4日から5日分確保できるものというふうに試算をしております。

最後に10番目、災害時の最大供給能力というものはどのようになっているのかということを示させていただきました。

通常時、9万 m^3 のときの考え方につきましては、1時間当たりの給水量を18 m^3 、1日の稼働時間を15時間として設定しております。この地下水供給システムを最大限の稼働で考えるということで試算をしました。1時間当たり20 m^3 ということになります。1日の稼働時間も、メンテナンスに必要な6時間を除いた最大18時間稼働させるということで計算をしますと、年間水量で13万1400 m^3 の水を出すことができます。年間給水量16万6000 m^3 に対して約80%の水を賄うことが、最大限の稼働を行えばできるものと考えております。

ちなみに、これを1日に換算しますと、最大給水量は360 m^3 になります。それから、16万6000 m^3 、通常時の1日に使う量は、この16万6000 m^3 では約450 m^3 で設定しております。

それから、昨日もう一つございました自律システムとしての給水の全体的な設計書があるのではないかということのご指摘でございました。これにつきましては、基本設計書のほうを見させていただいて、その中で、病院全体の給水システムの最高値がわかっておれば、そういうものがあつたのだらうと思われませんが、基本設計書のほうを見ますと、新病棟の増築分の施設の給水設備がどのようなものが必要かという容量計算をしておると、施設につきましては、老朽化が著しいということで、老朽化の著しい部分については更新を図っていくというような内容になっておりましたので、給水システムの再構築のような設計書はございませんでした。これは口頭で説明をさせていただきました。

以上でございます。

樋口博己委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。委員の皆様からご質疑がございましたら願

いしたいと思います。

中森愼二委員

契約書の11条の2、その責任水量という部分が、この条項に該当するのと思うのですが、年間16万6000 m^3 とし、乙の供給する処理水の年間保証水量は、年間9万tとする。年間保証水量というのは、責任水量で使わなくてはならない水量というふうに理解していいわけですか。

北方新病棟整備課長

そのとおりでございまして、こちらのほうで提示した9万 m^3 以上水を出すことということの条件がここで明記されております。

中森愼二委員

きょうの資料の4ページの給水量根拠の中に、三重県環境部から揚水設備は2本分を限度とするよう指導を受けていることから、4万5000t掛ける2本で9万tですと。これは9万tしかくみ上げちゃだめよという制限がかかっているという理解なんですか。

北方新病棟整備課長

井戸2本ということでの指導でございまして、こちらの試算としては4万5000 m^3 を基準としたものですから、井戸2本から計算した値が9万 m^3 になったということて、三重県が9万 m^3 ということ指定したわけではございません。

中森愼二委員

よくわからないんだけど、じゃ、2本であれば何万tくみ上げてもいいということなんですか、県の環境部が言っているのは。極端なことを言えば、そのポンプ能力さえアップすれば、基準水量で言っている14万6000tのことをちょっと聞きたいなと思っていたのですが、16万6000tを全部100%地下水で賄っても構いませんよと、そういう認識も県は持っているということですか。

北方新病棟整備課長

協議の中では、それほど極端にたくさん使うということはございませんけれども、一番協議の中でこちらのほうとして申し上げましたのは、災害時には、やはり必要水量の9万 m^3 では60%弱しか使えないものですから、災害時には、例えば70%あるいは80%確保したいので、そのときにはどうしても9万 m^3 をトータルとして超えるような値になる場合もあるということで協議はさせてもらっています。ですから、9万 m^3 を超える場合もありますということは前提にはなっております。

中森慎二委員

そこはあなたたちがわかっているだけで、僕たちは、この資料を見ていても書いてない、そんなこと。その9万tの根拠といたら、一つはこういうことなんだけど、じゃ、県の環境部は、市立四日市病院の井戸は2本にしなさいよ、しかし、くみ上げはどこまでいいんですか、それは災害時はどうなんですか、平常時はどうなんですかということが示されているんですか。文書で確認をされているの。そのこのところをちゃんと書かなきゃあかんのじゃないの、まず。それによって、例えば2ページの基準水量の考え方のところでも、専用水道が14万6000tで、井戸がどうかということだって、設定としては変わってくるので、9万tがネックになるんなら、条例適用という部分が基準水量になってしまうんじゃない、スタートラインの。

だから、そのこのところの考え方というのは、専用水道の使用量というもの、年間のくみ上げ量というものは、どういう位置づけに平常時にあるのかということは、県とどう協議になったのかということのをちゃんと示してくれないとわからないんじゃない。今はあなたたちの中でわかっているだけで。

例えば、誰がいつどこでどのように確認して、文書でそれが、今お話のあったようなことが確認されているのか、それを出してくれなきゃわからないんじゃないか。

樋口博己委員長

そのあたりの確認のわかる資料はありますか。

北方新病棟整備課長

特に文書でのやりとりはございません。といいますのは、吐出口が6 cm^2 以下のものに関しては適用外で、あくまでこちらが相談にいったときに、できるものであれば、このよう

な形でやってほしいという県からのお願いのような形で指導をいただいていますので、文書でこうしなさいという形は出せませんということでしたので、特に書面でというものは残っておりません。

中森慎二委員

少なくとも県に相談に行ったときにお願いされた会議録というものはあるんじゃないの。言うのは、断面積は6 cm²以下の吐出口であれば規制外ということであれば、何も県にお伺いを立てることもないじゃない。指導を受けることでもないんじゃないの、強制力のない話なんでしょう。それじゃ、どれだけ使ったってええじゃないの、それやったら。だったら、こんなことを書く必要も何も無い。ポンプの能力と断面によってもう決まっていますと。それで、最大限年間これだけくみ上げられますから、専用水道としてこれだけ最大限使えるんですという説明でいいんじゃないの。県からのお願いなんて、そんなのどんな位置づけになるんですか。

西村新病棟整備課主幹

県のほうの、三重県の条例によりますと、規制されているのは、6 cm²を超えるものに関しては規制がかかるというふうな条例になっております。ですので、県としましては、6 cm²を超えなければ、お願いをするしかないという状況になっておりますもので、今回、県のほうと打ち合わせさせてもらいまして、こういう結果になりました。

中森慎二委員

だから、そのお願いされたというのは、何月何日の誰が相談に行って、会議録とか、会議の議事録で残っているんじゃないんですかと。それが行政指導のものの書面じゃなかったとしても、それが一つの根拠とするならね。そういうことが原点にあるわけじゃないの。そのお願いを行政指導として重く受けとめて、その9万 m³以上超えないというふうな考え方を持ち合わせているのか持ち合わせていないのかも含めての判断を教えてくださいと言っているんです。それが災害時にはどうなのか、平常時にはどうなのかということも教えてくださいと言っているわけ。

樋口博己委員長

答弁はできますか。

西村新病棟整備課主幹

県のほうに対しまして、書類での提出というのは、実際のところしてない状況でして、三重県の商工環境部のほうと平成22年11月から口頭もしくは電話のほうでの打ち合わせをさせていただいております。その状況でいきますと、最初、平成22年11月から打ち合わせさせていただいております、インチ管であれば2本程度まででお願いさせていただきたいというのが当初の打ち合わせになっております。

中森愼二委員

もう一遍聞くけど、そうすると、県からのお願いであっても、年間、市立四日市病院は9万tのくみ上げにしておいてほしいと、そういう話があったとすると、きょうの資料の2ページの基準水量の専用水道で14万6000tを使うという設定すら、これはあり得ない話だよね。

(「仮の計算や」と呼ぶ者あり)

中森愼二委員

だから、そうすると、条例適用というところが基準水量でスタートせなあかん話じゃないの。だから、こんなのは算定にも何にもならないよ。くみ上げることもできない水量を専用水道に位置づけておいたって、何の試算でもないんじゃないの、それは。だから、9万tが基準として、最低責任水量、受水契約上のものがあるというけど、結局、それ以上くみ上げられないわけなんでしょう、県との話の中では。そういうことじゃないの。一番肝心なところだよ、これは。

北方新病棟整備課長

もう一度申し上げますけれども、県との協議の中では井戸を2本、こちらとしてはまず3本ということの話をさせていただいたのですが、2本までにしていただけないかという話があって、それが2本のベースとなっております。ですから、その2本で、供給量の9万 m^3 に関しては、県のほうから9万 m^3 以下にきなさいとか、その数字を示して言われたと

いうことはございません。井戸を2本にしてくださいということについてのお願いをいただいたということです。

小川政人委員

中森さんと違う観点から言うけど、これで見ると、上下水道局の条例は、無意味な条例やということになるんやわな。専用水道使用料でいくとな。中森さんの言うように7万6000t取ると、割引の適用は全然ないんやし、無理やり基準水量を下げるために2万tにすると、上水道料金は1499万2000円になるわな。そうすると、条例適用しない場合は、上水道料金というのは2600万円やもんな。このほうが、水道局にとってももうかるという話であって、条例をつくった意味が、専用水道を抑制するという意味もあるけど、料金的に収入アップになるんやという考え方でいったんやけど、この最低保証水量というのは、責任水量というのが、多分どこでもそうやと思うんやけど、井戸を掘って、簡単に途中でやめられたら困るので、責任水量というのはどこにでもあるんやけど、上下水道局の説明には、それが全然欠落をした説明で、数字の計算をしてきたというところやけど、これを見ると、あの条例は何ら意味をなさない条例というのが如実にわかるんやけど、僕はこれを見せてもらってそう考えたんやけど、それだけです、私は。

中森慎二委員

その小川さんの話でいくと、水道局が値段を下げるんやったら、単価を下げますわとまた言ってきますよ。だから、その量を確保するのにね。別に下げる契約だったら応じてきますものね、相手側だって。上がるんだったら、そりゃ反対するけど。だから、なかなか水道局の思惑のような話にいかない。極端に安いものね、これ。

(「70%削減してもまだ高いよね」と呼ぶ者あり)

中森慎二委員

だから、市立四日市病院のモデルケースを一つすると、ほかの企業でも同じような話で。

小川政人委員

多分責任水量は調べとると思うんやけどな、調べてないのが、ちょっと隠しとるところ

があると思うので、そこがわからんところやね。

樋口博己委員長

市立四日市病院が契約しようとしている 1 m³99円というのは、相場的にはどうなんですか。

北方新病棟整備課長

この99円は非常に例外的な数字で、この比較には適さないのかなと思っております。基準というのはなかなか教えてもらえないのでわかりませんが、業者等に聞きますと、150円とか、RO膜を使っておりますので、もうちょっと高い200円とか、そういったあたりが適切な値段になっているというふうに聞いてはおります。

小川政人委員

でも、もうこれが動いたら、ひとり歩きしてしもうとるで、そうは高くできへんやろな。

中森愼二委員

契約の別表のところで、月額基本使用料74万2500円とありますが、これは99円に載せなきゃあかんわけでしょう。違うの。契約書の一番最後をめくった裏側に、捺印してある裏側のところに別表1というのがあって、月額基本使用料74万2500円と。

加藤総務課長

こちらにつきましては、7500m³まではこの料金ということになります。それで、それ以降超過した分について99円を加算するという形になっております。

村田事務長兼病院事業副管理者

逆に言いますと、年間9万m³です。12カ月で割りますと、1月7500m³です。それに99円の単価を掛けたものが74万2500円。いわゆる最低保証水量分がこの基本使用料。だから、年間9万m³を使わなくても、月割にしていかなければ、この額はお支払しますと、こういう計算です。

村山繁生副委員長

確認なんですけど、病院のほうは耐震配管されているんですよね。

北方新病棟整備課長

基本的に今回の全面改修工事におきまして、改修を行った部分につきましては、大体のところを改修しているのですが、埋設管に関して、耐震配管といいますか、フレキシブルなジョイントにして、動きに追従できるような形の改修を行っております。それから、室内の配管につきましても、吊り金具等につきまして耐震性能を確保するというような形での施工を行っております。耐震配管という形のものはありませんけれども、耐震性能を確保するための施工は行っております。

村山繁生副委員長

ちょっと聞いたところによると、病院のほうは直結で、地震があっても何があっても、病院側は断水になることはないと聞いておったんだけど、そうでもないんですか。上水道ですよ、上下水道局のほうで。

北方新病棟整備課長

上下水道局の耐震事業でございますね。それは既に施工されておきまして、確保されております。

村山繁生副委員長

だから、地震があっても、まず病院は断水することはないという認識でいいわけですか。

北方新病棟整備課長

当病院から100%大丈夫ですということのお話はなかなかしにくいのですが、上下水道局のほうで、本来その辺は説明すべき内容かと思いますが、今回の配管によりまして、十分確保されるものとは思っております。

ただ、こちらといたしましては、先日、事務長が説明しましたように、それが耐震性能が確保されていたとしても、2ウエーで、もう一つの手段を確保しておくということがどうしても必要になりますので、今回、地下水利用の施設を設置させていただいておるとい

うことでございます。

村山繁生副委員長

それは何が起こるか、想定外のことがあったらあかんで、予備に確保するということは大事だと思いますけども、何かいち早く病院のほうは耐震配管をされて、ほかの県立総合病院とか、社会保険病院のほうはまだ耐震配管されてないというふうに聞いていますけど、市立病院のほうはもう耐震配管されていると。それに逆行するように同じ市の公益企業でありながら、年間1700万円の削減でしたね。大きいのは大きいですけど、その辺のところの考え方ですけど。

村田事務長兼病院事業副管理者

まさにおっしゃるとおりの考え方なのかもしれません。上下水道局の耐震の配管は病院の敷地入り口までが上下水道が施工してある。そこから建物の中に引っ張ってきて建物の中を流す、これは病院の施設になります。万一そこで何かがあったときに、上下水道局の施工したところはいいでしょうけど、そこから先、うちの敷地の中のところでもし何かあったときには、やっぱりもう一つのルートを確保しておかないと、災害時の病院の機能が発揮できない、こういう判断で地域防災計画等にもそういった自立系地下水の利用を上げていただいて、今回施工させていただいた、こんな経過ですので、ご理解いただければと思います。

村山繁生副委員長

院内の配管は耐震配管されていないということですね。

村田事務長兼病院事業副管理者

それは先ほど北方課長のほうからご答弁したように、一応強い地震にも耐えられるような施工を今回の中でやってはおりますけれども、それこそ、こういう言葉はいかんかもしれませんけど、想定外のことが起こるのが災害でございますので、そういう考え方でございます。

村山繁生副委員長

わかりました。

中森慎二委員

上水の話は大体わかりました。ちょっと下水の話なのですが、きょういただいた9ページの資料で、水が災害時にもほぼ供給されるようになったら、病院は災害時ですから、患者さんもたくさん運ばれてくる。下水の使用量はふえると思うんですね。そうすると、下水管が断絶することを前提としたら、四、五日分しか確保できないということになると、逆にローリーでくみ出して、カーゴに生投入にするか、貯水槽をふやすか、何か考えておかないと、本来四、五日で下水管が復旧するなんてあり得ないでしょう。だから、そこら辺のところをトータルで考える必要があるのではないかとちょっと今思ったので、水道の話はよくわかりましたけども、あと、下水のほうの話と、またいろいろ検討してもらったらどうかと思います。

村田事務長兼病院事業副管理者

ありがとうございます。多分本当に下水については、やはり心配はおっしゃるとおりあると思っています。当然ローリーでくみ取っていただくということも、早い時期に動いていただけるだろうというふうに私も思っています。いろんな市町との応援体制もございしますので、その中で、かなりのところまではいけるだろうというふうには思っています。

それと、水も、くんだ水がそのまま貯水槽に全部行くわけではなくて、消費をする部分というのがかなりございますので、四、五日というより、もう少しいけるかなという思いはありますけれども、ご指摘の部分は確かにそのとおりだと思いますので、この辺は上下水道局のほうともまた協議を続けていきたいというふうに思います。

樋口博己委員長

私のほうから1点確認したいのですが、2ウエーで水を供給するというお話があったのですが、上水道のルートと地下水をくみ上げのルートは、どこまで二つのルートで供給されるんですか。

北方新病棟整備課長

先ほど上下水道局の事業は敷地境界までということでお話がありましたが、それ以降は

こちらの配管になりまして、その以降の配管が受水槽へつながっております。受水槽に水を入れて、それを高架水槽にくみ上げるという形になります。

それから、地下水の水も敷地内を通過して受水槽に配管するという形になっています。それぞれ割合を決めて、9万³に調整できるような形で調整弁をつけて、受水槽に入れるような方法をとっております。

樋口博己委員長

そうすると、受水槽までは二つのルートで来て、受水槽から一つの管でそれぞれ施設に流れるということですね。

北方新病棟整備課長

はい。

樋口博己委員長

わかりました。

それでは、ご質疑はよろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、討論に入りたいと思います。

討論のある方はございますでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。討論なしと認めます。

それでは、予算常任委員会教育民生分科会といたしまして、議案第12号平成25年度市立四日市病院事業会計予算につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。可決するものと決しました。

[以上の経過により、議案第12号 平成25年度市立四日市病院事業会計予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

樋口博己委員長

それでは、これで、市立四日市病院の審査を終わりたいと思います。

理事者の皆さん、お疲れさまでした。

それでは、委員の皆様におきましては、先ほど、健康部のときに、あす10時からというふうにお伝えしましたが、あす10時から本会議が開催されるということをお聞きしておりますので、10時からの本会議終了後、こちらのほうで健康部の審査を再開させていただきたいと思います。

その後の予定ですが、あすは金曜日ですので、週が明けて、教育委員会に入りたいなという希望を持っておりますので、あすで健康部が終わればいいなというふうに、希望は持ってしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、きょうも5時前となりますので、これで審査を終了したいと思います。

本日はありがとうございました。

16 : 51 閉議